

# 粟田口一竿子忠綱派

## 聶長綱と聶廣綱

長尾 充恒（岐阜県）

### 『調査について』

はじめに第8回日本聶史学会・長岡大会にて『今後の調査を進めたい』を述べました通り、改めて深く調査しなければならないので、関市立図書館にて刀剣書籍の調査開始を行いました。

系統について調査したら、一竿子忠綱派に『聶長綱』と『聶廣綱』2名の記載を発見、初代・二代忠綱が親切的な作刀を育成があるまいか？その人は素晴らしい障害者を持つ名刀が真実です。

あるいは『刀剣美術』初発刊から第551号までの約500冊以上、貴重保存認定を調査し、それぞれの銘を調査し確認出来た。そして都道府県各教育委員会に銃砲刀剣類登録についての問い合わせみたところ、半分しか回答あり、そのうちには個人情報保護法による回答不可ため、正確数本と刀工銘ともに調査進行が難しき。

### 『新刀の発生』

従来慶長以降に製作された刀剣は、これを新刀と呼称し、慶長以前のを古刀と名づけて区別されているが、この区割はきわめて意味深きもので、両者の間には刀剣の形態、地鉄の相違、焼刃の文様等においていちじるしく反異するものがある。その原因は、戦乱における実用上の改革、武道の隆盛、製鉄業の発達、外国鉄の輸入等から来たものである。なおこれを詳説すれば、安土桃山時代において、騎馬戦はほとんどすたれ、鉄砲または槍の戦闘をもって開始されたが、鉄砲の着弾距離はきわめて近く、実際の敗北は刀槍において決せられたので、刀剣は両手に振って振りまわされるの外はないから、従来使用された馬上用の反り高き太刀は顧みられなくなり、反りは浅く重量ある物が喜ばれるようになった。また一面において徒歩戦の多くなった結果は、甲冑にしても出来るだけ軽装で、身の動きの自由なものを撰ぶ傾向となったから、こうした敵兵を斬るには今までの甲冑を目的のいわゆる堅物斬の刀剣では役に立たなくなり、自然と重く身幅広く、反り浅きものが需用されるにいたったのである。とりわけ文禄の朝鮮役においては、さらに軟い敵兵を斬った結果、これに適應する刀剣が考案されるようになったのは自然の理である。この事は元寇役において外来の敵と戦った結果、我国の刀剣に変革を与えた事でも明らかである。次によく隆盛となった外国貿易は南蛮鉄の渡来となり、国内における製鉄業、ことに精錬され、挾雑物が少なくなり、刀工の労力が削減されたが、同時に刀が出来上がった上での地鉄の味わいが減退し、堅硬に失し深味のないものとなった。第三は焼刃が実用よりも外観に重きを置いて、華麗にして変化に富んだものとなってきた。これ等に新刀の一特質というべき点がある。

さらにまた交通の便が開けたうえに国主大名の移封が頻繁となり、これに附随して刀工の移住も盛んになり、かつては一子相伝とされた鍛法も焼刃法も、昔日のように秘法視せず、ある点までは伝受相継が容易になった結果、必ずしも祖先の伝統を墨守することなく、種々の流派伝系相錯雑して、自然的変革を見るとともに、新しい製法が創案され、これがいわゆる新刀の型をつくるにいたったのである。

また徳川氏が幕府を江戸に開き、天下が奉平に帰するとともに、刀工もまた都会の繁華街に集中移住し一般からの注文に応ずる事となった。京都は豊臣氏の滅亡とともに漸次名工の数を減じたが、これに反して大坂に繁栄が移っていた。江戸へは各地から名工が集まって来て、いずれも独立して門戸

を張った。これら都会地の刀工はいずれの大名にも抱えられることなく、何等の制約を受けないだけに、各自の手腕を磨き実力をもって世に立ったが、一方各大藩では専属の刀工を抱えるとなった。彼等には禄を給し、その生活を容易ならしめたがために、かえって彼等の手腕は次第に低下していった。今これらを表にして見た方が、一般の消息を雄弁に物語るものがあるだろう。

京都 初期において埋忠明寿、堀川国広一派が繁栄したが、中期はほとんど名工を見なくなった。ただわずかに凡工京鍛冶があるのみ。

大坂 初期にはほとんど名工の名を見ない。中期より井上真改、津田助広の名工が現れ、その他多くの名工が問戸を張った。これは大阪市中の商売の繁栄と共に西国武士の泊津が激しくなり、刀剣が自然に商品化した結果である。

江戸 天下の覇府となったがために、野田繁慶、長曾称虎徹、下坂康継などの名人が移住して来た。中期からようやく衰運を見たのは、大坂に名工が現れてやや声名を奪われた観があったというべきである。

### 『大坂新刀』

#### (a) 古刀期よりの大坂刀工の推移について

大坂城代の町造りの進むにつれ招聘されて集まってきた様々の商職人の中であって、相次いでこの地往来した刀鍛冶の系統と古刀時代よりの大坂刀工の推移を辿って見る事にする。

摂津国と呼ばれる大坂は五畿内の西部に位し、古刀期には刀匠らしいものはほとんど姿を見せていない。その原因はいくつかあると思われるが、中でも、大和、山城の鍛冶が余りにも全盛であったため自然閑却にされたのか、あるいは古刀時代の大坂そのものが文化の中心より外れていたことによるのであろうか。文明十三年、蓮如上人の御文章によっても「大坂という在所」と記されている如く、刀剣の需要の無いところに立派な刀鍛冶の集住することもなく、南北朝に入って来国俊の門人、国長、国安等が豊島郡、中島庄と淡路庄に移住しているが、これとても京都における戦乱を逃避した結果であるといわれ、この頃になって中島来の別派が天王寺に延び、需要が追々この方面に増加したかに思われるが、これらは河内金剛山の楠木一族、伯耆の名和一族の如き豪族が需要者であったのかもしれない。

室町の応永にはいってもほとんど名のある刀工を見ず、わずかに長谷部の三代目、六郎左衛門国重が天王寺に移住したとあるが、その門葉すら明らかに出来ないところから見て、暫定的な駐槌であったものかと思われる。

中島来の分派は、応永以降に、吉氏は永享頃、三代は文明頃、同派の吉綱は寛正頃と、この三人くらいいたことになるが、現存品は皆無であり、古剣書によっても作柄すら知る事のできない存在である。駐槌したと思われるものには、宝徳三年紀の長船祐光の脇指がある。この作には「摂津竹原に於いて」という切銘があつて、久邇宮家に伝来していた。

時代が下がると天正頃には「摂州住直正」の名が銘鑑に記載されている。その他いくらかはいたであろうが、ほとんど無名の刀工であろうし、自然そういう刀を経眼する機会は少ないのである。

かく考えてくると大坂は桃山時代以前に中島来以外に聞こえた鍛冶が、なかったということになり、応永三十四年の泰平が武士や豪族等を新刀期まで、そのまま冬眠を続けさせていたようになっている。他国にあつては、戦国百年の群雄割拠の時代において戦いの明け暮れに、刀鍛冶は需要に追いつかず、勢い粗製濫造品まで出まわった多忙の時にあつても、摂津のみは戦禍の外にあつたものようである。

ところが徳川幕府の天下統一の治政となり、諸国の交易が開けるにつれて人の交流も盛んとなる刀鍛冶の社会にも一大転機を迎える事になり、古刀時代のように良質の鉄の産地に刀工が集住する傾向より離脱して、新しい大名の城下町に分散移住し、あるいは大名に招し抱えられて、その地方で活躍する形となってきた。

## (b) 大阪町人の背景

武家社会を支えていたのは町人であったといわれる。この時代の歴史の舞台を、ここでのぞいておくことにする。刀は武士の表道具として、その需要と発達には武士の力が大きく関係することは言をまたない。しかし、この年代になると武士もさることながら町人を対象として造られる刀剣と、それに付属する外装が武士の需要を上回るかの如く伸び、刀工と金工が町人好みの華美な作に腕を競うようになった。

これは幕藩体制の確立をみてよりすでに七十余年を経過し、寛永十四年の天草の乱を最後として、多少騒乱はあったにせよ大平の世が続いたため富は自然のうちに武門を離れて町人の手に移り、富豪をほこる商人が多く出てきた。

## (c) 武家の経済的衰微

武士の窮乏と町人の富、この両極端な世相を最も鮮やかに写しているのが、江戸と大坂の対照的な経済生活のあり方であった。

この頃、江戸の人口は五十万ぐらいとなっているが、これは旗本、御家人、参勤交代の大名の家臣、浪人、無宿を入れていないので、これらを加えると百万近くになり、その約七割を武士が占め、残り二割が商人、職人といった分布で、将軍以下の武家とその家族が膨大な消費生活を営む政治都市であり、大坂は武士の数が江戸と違ってとるにたらず、二十七万九千余人のほとんどが商人、職人とその家族であって、両替屋の金属を軸に問屋、商人達がせっせと金儲けにいそしむ巨大な生産の都であった。

幕府は努めて諸大名の蓄財を警戒し、種々の策を用いて、これを傾けさせ、参勤交代の如き制度を案じて往復の行列に費用をかけ、その家族を人質として江戸屋敷に住ませて無駄な贅沢な生活をさせたことは、消費都市、江戸の一つの生活であって、参勤交代による江戸生活の費用は、大名経済の少なくて五割前後、多くて七、八割を占め、しかも外様大名は親藩諸大名と違って多くは辺境地葉に位置したため旅費もかさみ、多額の出費を余儀なくされ、結果的には葉が利きすぎ武家社会の窮乏を招くこととなった。

## (d) 武士より町人への転化

これより先、元和五年に松平忠明が大和郡山に移封になってからの大坂は幕府の直轄地として、城代、町奉行、与力、同心によって治められていて、大坂町奉行は東西に二人、与力、各三十騎、同心五十人程度であって、極めて僅かな役人が大坂を治めていた事になる。これは大坂が惣年寄とか町奉寄とかによって、ある程度の自治をもっていたためにできたことであって、それがため、大坂に関しては封建的な規制にはまっていなかったとはいえないまでも、他の城下町にくらべると町人であったと考える事が出来る。

江戸初期の大坂の代表的町人は門閥的な特権町人が多く、例えば、夏・冬の陣に徳川家に味方し、それに属した軍需商人が多く、末吉勘兵衛、孫右衛門なども元来は武士であり、淀屋常安、个庵も岡本氏で武士身分であって、つまり特権商人であった。

また開発町人といわれる永瀬七右衛門や三町人とも呼ばれて幕府より最高の特権と格式が与えられていた尼崎又右衛門、寺島藤左衛門、山村与助も大坂役の際における徳川氏との縁故によって特権をもって城内の普請、あるいは大工、左官の支配をしていた。

この当時「男をやめて町人となる」という言葉がある。男をやめるというのは武士をやめることで、武士から町人に転化したものをいい、鴻池の元祖とされる山中新六(山中鹿之助幸盛の次男)は初代国貞の来坂と同じ頃の元和五年に大坂に移り醸造業を営み、後年、諸藩の御出入、御金主として豪商の基礎を築いた。また、平野屋五平衛の祖は大和国高木村の出身で源氏系であって、五世の半兵衛の

時に大坂に移住し真改の作訪刀の出始める慶安三年頃に今橋一丁目に両替商を開いたと家暦は伝えている。前記の永瀬七郎右衛門は肥後の浪人で材木商を営み、二代のときに家号を木屋を称し寛永四年に北組の惣年寄の一人となった。

本町界限に立地した近江商人の多くは佐々木氏、蒲生氏などの戦国武将から出たものが多く、つまりは初期の大坂町人の大半は元和・寛永頃に武士から商工業に転身し、この地に定住したものであって、それが次第に都市経済の活発化と共に形成されていく町人社会の指導的立場に立っていったものといえる。

#### (e) 大坂新刀の親物より二代がすぐれている事情

大坂新刀の一流工を通観すると、初代(親物とも呼ぶ)の作よりも二代目に当たる刀工の作が、ことさらに優れたものが多く、他国に比べて異例であることは一般に取沙汰されるところで、誰もが価格疑問でもある。

これは果たして、いかなる事情によるものかを推論してみると、江戸時代に入り地方経済が全国経済へ発展するにつれて、交通運輸の便も開けたため、これに伴って刀工の移住も容易となり、また各藩でも競って専属刀工を手許に抱える傾向が強くなり現れるようになった。

系統立った著名刀工を見渡しても、將軍家、あるいは諸大名に抱えられ、その庇護の下にあるか、あるいは裕福な豪商などの注文によって、ある程度の安定した仕事や、生計を援助されていた刀工が多かったと見る事ができる。それがため、大名なり富豪の町人などの有力者による保護を受ける事によって、その後継者は自然と自己の生活に甘んじることになって、いつしか技術の向上、進歩の気概もうすらぎ、その力量も初代を頂点として二代、三代、四代と代を重ね時代を経るに従って、次第に低下の一途をたどり、遂には銘鑑からも脱落して、祖先の名を辱かしめるような作品を残しているのが刀剣史にみられる自然淘汰の法則であり、また約束ごとのようにもなっている。

この例は、家門が続き名声をなした肥前忠吉の一門、江戸の康継、仙台の国包、南紀重国、加州兼若の一門等によっても例外でないことを教えている。

これに比べて大坂新刀の初代といわれる刀匠の多くは、早くに師の許をはなれ、独立無縁、苦境の中に技術を身につけているため、師伝をそのままのような作風は少なく、個性の強いものとなっているものが多いが、頼れるのは自分の腕一本と忍耐強く、その地位と技術を築き上げていったとみることができる。

そして、これらの二代目にあたる真改、中河内国助、二代助広、一竿子忠綱等初代の築いてきた基盤の上に立つ恵まれた環境にあっても、決してこれに甘んじることなく、父祖、師匠の技法を忠実に踏襲するにとどまらず、進んで新しさを採り入れ、全精力をそそいで精進し、各々刀工が師の作風に何らかに新機軸を加えて研鑽おこたらなかった、ひたむきな努力が、やがて初代を凌駕する技術のこうじょうとなって表れ、天下に名をなしたとみることができるようである。

また、一面においては、大坂は刀工の歴史が浅く、既述のように松平忠明の企画した大坂の町作りによって、若い刀工達が新天地を求めて来住しているため、「いわば寄合い世帯の感は免れず、大阪城の西方、三の丸の壤平地に門戸を張り、ほとんどの刀工が、いずれの大名にも隷属しない独立刀工の集団であるため、刀匠間における切磋琢磨は激しく、その技量の優劣は即、商品刀剣としての生計につながる面を強く持ち、ことに二代目が活躍した寛文・延宝年代は世情もある程度安奉で、刀剣の需要もさほど多くはなかったと想像されるところから、江戸文化影響を受けつつ、趣味も高尚かする中で、独自の美的感覚を競ったので、初代をしのぐ洗練された名匠が育ってきたとも解釈できそうである。



(f) 鍛冶職と価額

元禄五年版の「諸国万物調方記」に、京・大坂・江戸三都の諸職商売が詳載されているが、鍛冶職もその例にもれず、大坂では井上真改以下 40 余名、江戸で平安城藤原助房以下 20 名、京で伊賀守金道以下 11 名の名がある。人数の点からでも大坂鍛冶は京都の 4 倍、江戸の 2 倍をかぞえ、当時の盛況がうかがわれる。

そして、ここに、非常に寄とすることは、江戸、京の鍛冶に価格づけがないのに、大坂鍛冶に価格づけが記入されている。なぜ大坂の刀匠にのみ価格をつけているのであろうか。これについては一つには新興商都の面目躍如というにも考えられるが、あるいは鍛刀界に歴史の浅い大坂鍛冶界の大宣伝のためのものであったとも考えられる。

大坂ニテ鍛冶

南新町三丁目 右ニハ和泉守 井上真改  
ときハ町 津田 越前守助広  
値段 大 十牧  
(値段) (以下枚を牧としている)  
小 七牧

久太郎町一丁目 伊勢守国輝  
値段 大十五牧  
小 十牧

内本町東 河内守国助  
やり屋町 丹波守直道  
値段 大 七牧  
小 五牧

にしき町 丹波守吉道  
内本町東 肥後守国康  
やり屋町 近江守高木助直  
同町 備前守国

ときハ町 粟田口近江守忠綱  
上久宝寺町 備中橘康広  
にしき町一丁目 大和護吉道  
本町 武蔵守国次  
値段 大 五牧  
小 三牧

値段は値段のこと。大とは刀のこと、小とは小刀、脇差のこと。牧は枚と推察される。

価額については、国輝が真改や助広より高く書かれているのをのぞいて、上位のものについては、そのまま今日の刀剣の序列に盛似ている。ともかく、その価額を明記したところに大坂新刀の面目と根性が見られようというものである。

価額付けに次いで興味をよぶものは、大小の値段の比較であろう。

大とは、江戸時代の武士が常腰にした二尺以上、二尺三寸前後の刀のことで、小とは、一尺二三寸から一尺七八寸までの長さの脇差を指すと思われる。

## 『刀剣の流通機構としての蔵屋敷』

### (a) 大名経済の窓口

参勤交代は大名統制策には効果が上がったが一方大名は江戸と国許での二重消費生活を賄うために国産品を大都会に送って貨幣にかえねばならなかった。

江戸時代は米を基本する実物経済であって、諸藩は年貢として取立てた米を取引の最も盛んな大坂に運び、これを売って金にかえた。また、その他の国産物、例えば薩摩の砂糖、土佐・長門・石見の紙、阿波の藍、肥後・伊予の蠣、備後の豊表、土佐の鯉節、播磨・周防の塩など、すべて大坂で取引する必要があった。

そのため米や、国産物を保管するため倉庫と、その管理販売のための邸宅とをかね、大名経済の窓口として蔵屋敷が設けられた。

この蔵屋敷は秀吉の頃から始まったが、江戸時代になって、交通運輸の便が最も良い、中ノ島、土佐堀川の沿岸に多く建ち、その数は明暦年間に二十五であったものが、時代が下がるにつれて数をまし、元禄年代には九十五を数えたという。

幕府は諸藩が大坂に蔵屋敷を置くことを認めなかったので、蔵屋敷として敷地を持っていたのは、伊予の松山藩と伊勢の津藩で、他は全て表面上は町人名義で報告し、屋敷を借りている形式をとっていた。

肥後橋、筑前橋、高松橋、熊本橋などの橋名は、その付近に蔵屋敷があったため名づけられたなごり、飫肥藩の蔵屋敷は江戸堀北側に、東より肥前佐賀藩、石州浜田藩等と共に建っていた。

### (b) 大坂新刀の全国的流通

諸藩では蔵屋敷で、その蔵米を売捌き、国産品を販売し、また大名貸という借入を大坂町人と交渉して行ったが、その一面では国許より注文してくる様々の物資を大坂で調達し、返りで国許に送ることも重要な役目となっていた。

その主たるものは、大名経済に必要な軍需品、即藩中所需の武器、刀剣、甲冑の類からその手入、研方をも弁じることが多く、そのほか奢侈品、城下町の一般町人、農民の生活具に至るまで蔵屋敷で購入する仕組みであった。国許のこうした所需の代金支払には藩札が多く使われたが、元来、藩札による売買は藩内の流通を原則として、領外流用は、例外的なものに過ぎなかった。ところが大坂では、どこの藩札でも流通して、これを、それぞれの大坂駐在の蔵屋敷にて引替えていたため、ここでは、いろいろの藩札が競合した。

藩内から出て大坂へ流れてきた藩札のことを「旅札」といい、領内のみ流通を立前とする藩札が大坂に来て障りなく手軽に引替えられたため、武具、刀剣のたぐいも流通の波に乗って遠国に流れたものであって、藩が国であるという考え方が当時のものであった中で大阪は特殊な真空地帯ともいえるべき存在といえる。

それがため、刀剣も上作品の別注から数打、仕入物に至るまで、国許の武士はもちろん、百姓町人の道中指にまで需要は広く、全国的な綱の目によって販布されたため、奉平の世にかかわらず、おびただしい数量の大坂新刀が消化されていったとみることが出来るようである。

## 『居住地と大坂新刀受領鍛冶住所』

### (a) 居住地

初代国貞とその子、真改が大坂の何処に居住し鍛刀したかを文献の上から探る手立ちとして現在に残っているものに大阪城天守閣所蔵の延宝七年五月吉日版『難波鶴・増補難波雀』の二冊がある。

この古書の中に刀剣関係の案内があって、大坂における受領鍛冶として42名があげられているが、その最初に井上真改が記載されており、住所は御小人町となっている。

ところが元禄五年版の『諸国万買物調方記』によると真改の住所を南新町三丁目と記している。この異なる内容の文献を手懸りとして調査考察を加えてゆくと次のようである。

大阪市立図書館蔵の宝暦六年十一月版『万代・大坂町鑑』の中に地名解釈が出ていて、これには『御小人町は南新町通りなり』とある。

すなわち御小人町という町名は通称のものであったことになり、大阪府全誌によっても北新町を紺屋町、南新町を御小人町、内淡路町を大工町、徳井町をすけた町という異名があると説明が出ている。

今日でも繊維問屋の集まっている南本町筋を井池、河原町の通りを道具屋町と呼んでいるように便宜上の通称であり、諸国万買物調方記の南新町三丁目は正しく御小人町と同一のところであることが理解できる。しかし何故御小人町と呼ぶと呼ぶかの理由については明らかでない。

今も南新町の町名は、そのまま残っており、その場所は大阪城から約六百メートル西方に当り、東区本町通りの二つ北の辻を東西に走る道路の両側が南新町通りで、西は大坂商工会議所へ、東は大阪府庁別館と大阪府警察の建物に通じる間になっている。

このあたりは元の大坂城内、三の丸に入っていて、元和の壊平によって新しく出来た街であり、その当時の町名は上唐物町であったが、延宝七年頃より内骨屋町と南新町三丁目に分かれ更に明治五年三月七日の町名分合改称により南新町一、二丁目を併せて南新町一丁目とし、南新町三丁目以内骨屋町の一部、及び松江町の一部を加えて南新町二丁目と変わった。それがため、南新町三丁目は今では二丁目に該当している。

これにより、初代国貞と真改の居住地は延宝七年までは上唐物町、それ以降は南新町三丁目と改称されていることがいえるし、ここで鍛刀したということになる。

屋敷跡と想定はされるのは、中大江幼稚園と、その南側辺に当るが、今では会社や商店がと立ち並んでいて国貞一門の鍛刀場を思わせるようなものは何処にも見出す事は出来ない。

古地図によると、東方には大阪城代屋敷や替番屋敷、武家屋敷が連なり、南新町一丁目には伊勢神戸、本田伊予守の蔵屋敷があり、西は町奉行所、糸屋町には牢屋敷、内淡路町の角には天野屋利平衛の屋敷があり、商家は少ないところのようである。

このあたりの地形は西に、かなり急な坂になっていて御城の外堀を埋め立てて地であることがうなずかれ、人力のみによる当時の造成地で高低を残したまま屋敷が建てられたようであって城郭の断層を思わせるものが一部に残っているところもある。

(b) 大坂受領鍛冶の住所

和泉守真改	御小人町	(東区徳井町辺)	現・中央区
肥後守国康	内本町上	(東区内本町一丁目)	現・中央区
越前守信吉	内本町上	(東区内本町一丁目)	現・中央区
摂津守忠行	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
伊賀守包道	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
河内守康永	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
阿波守信吉	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
阿波守康綱	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
備中守康広	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
河内守国助	内本町上	(東区内本町一丁目)	現・中央区
武蔵守国光	内本町上	(東区内本町一丁目)	現・中央区
伊勢守国吉	骨屋町	(東区松屋筋の一つ東の筋)	現・中央区
近江守忠綱	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
越中守包国	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区

石見守国助	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
上野守吉国	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
美濃守盛重	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
陸奥守為康	伏見両替町	(東区両替町)	現・中央区
伊勢守国輝	南久太郎町	(東区南久太郎町)	現・中央区
丹後守直道	鎗屋町	(東区鎗屋町)	現・中央区
上野守菅原包宗	北本町	(東区徳井町一丁目)	現・中央区
常陸守宗重	伏見立売町	(伏見横堀上辺)	現・中央区
越後守包貞	伏見立売町	(伏見横堀上辺)	現・中央区
伊賀守貞則	納屋町	(西区立売堀上通二丁目)	現・西区
武蔵守永道	納屋町	(西区立売堀上通二丁目)	現・西区
陸奥守吉行	南革屋町	(東区糸屋町一丁目)	現・中央区
若狭守包広	南革屋町	(東区糸屋町一丁目)	現・中央区
播磨守兼休	内平野町	(東区平野町)	現・中央区
肥後守重広	内平野町	(東区平野町)	現・中央区
大和守吉道	呉服屋一丁目	(東区伏見町四丁目)	現・中央区
越前守助広	常盤町	(東区常盤町)	現・中央区
但馬森貞信	谷町	(東区谷町)	現・中央区
近江守助直	鎗屋町	(東区鎗屋町)	現・中央区
若狭守助宗	本町	(東区本町)	現・中央区
越前守助広	伏見立売町	(伏見横堀上辺)	現・中央区
信濃守弘包	折屋町	(東区大手通二丁目)	現・中央区
上総守重康	納屋町	(西区立売堀上通二丁目)	現・西区
伊賀守貞次	納屋町	(西区立売堀上通二丁目)	現・西区
豊後守包守	南革屋町	(東区糸屋町一丁目)	現・中央区
摂津守広休	南革屋町	(東区糸屋町一丁目)	現・中央区
河内守広高	内平野町	(東区平野町)	現・中央区
丹波守吉道	呉服屋一丁目	(東区伏見町四丁目)	現・中央区
飛騨守兼主	籠屋町	(西区京町堀通二丁目)	現・西区



常盤町一丁目



伏見町一丁目

上記の現在写真は大阪市無形文化財指定の大坂刀工史跡が見当たらない。  
いずれかに栗田口一竿子忠綱が鍛冶居住したと思われます。

## 『鍛冶由来と栗田口系図』

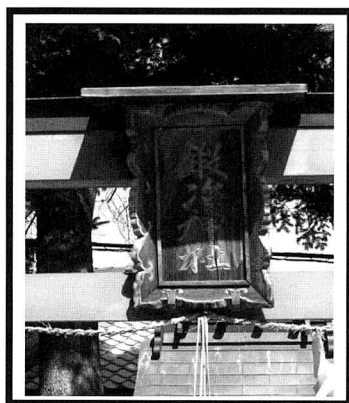
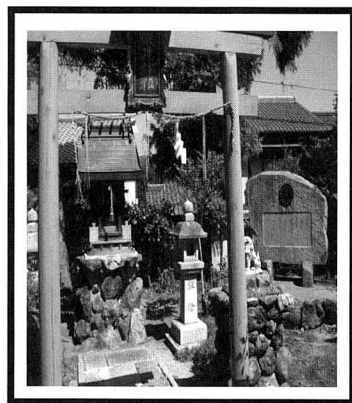
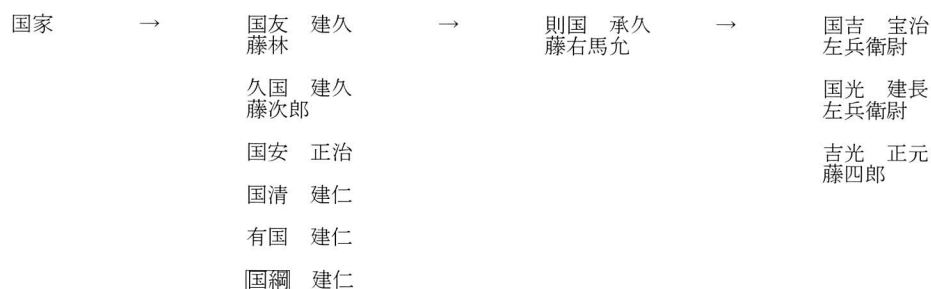
### (a) 栗田口鍛冶の由来(鎌倉・古刀)

京都の東山区北端の地名。東国街道が下栗田郷に入ってくる、その入口にあたるので、栗田ノ口といった。小鍛冶宗近の遺跡はこの鍛冶町にある。「合田口等利伝」、つまり栗田口砦と銘のある国永が、五条国永同人ならば、『宇治拾遺物語』に、「あはたの鍛冶」とあるのは、国永の一門を指したことになる。鎌倉期にも、ここから久国・国綱・吉光などの名工が輩出したが、それらの遺跡については伝える所がない。

京都の栗田口に、鎌倉期に居住していた国家を流祖とする刀工群。それより古い小鍛冶宗近や合田口等利伝国永などは、栗田口物は言わない。大和から国頼の子国家が移住してきて、次の系図のごとく名工を輩出した。

国友・久国・国安・国綱などは、後鳥羽上皇の後番鍛冶と伝えられ、国吉には“抜け国吉”という名物がある。国安は東郷平八郎元帥、国清は新井白石の愛刀になり、国綱には“鬼丸”や“善鬼”の名物がある。吉光は天下“三作”の一に教えられ、「享保名物帳」に多くの名作を遺している。

### (b) 栗田口鍛冶系図(鎌倉・古刀)



①鎌倉初期、栗田口国友の兄弟5人ら鍛冶神社にて鍛錬した場所  
(左上、中央、右上)

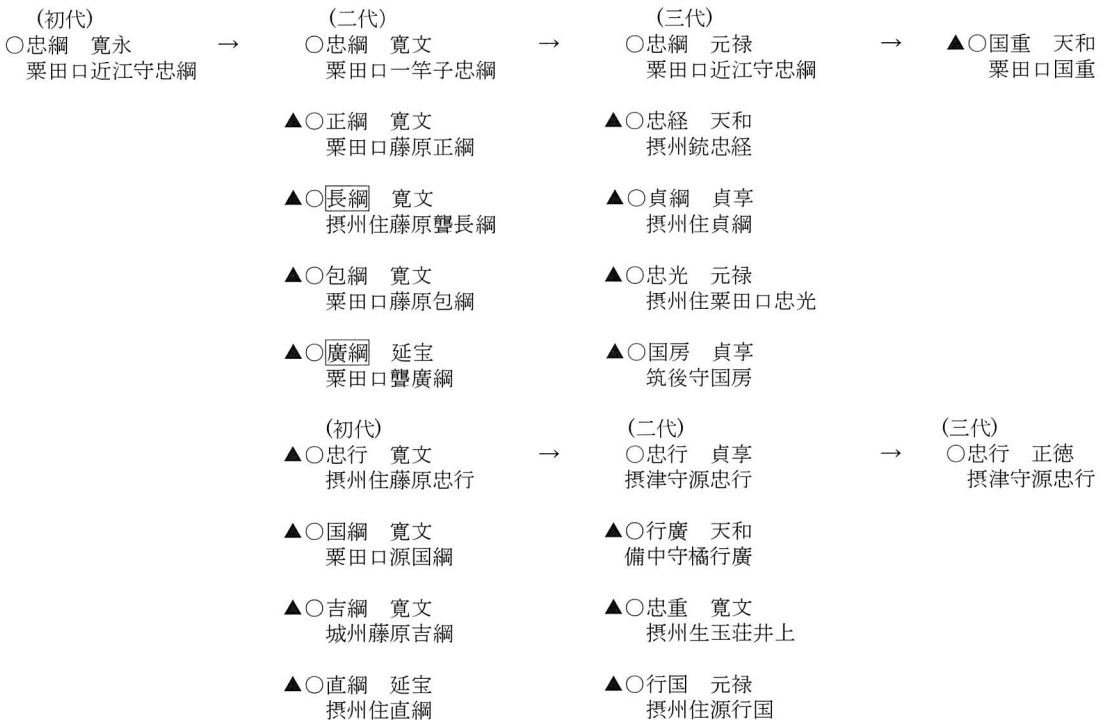
初代・栗田口近江守忠綱が京へ移り、鍛冶神社にて鍛錬。鎌倉初期・栗田口国綱との関係で末流ではないか、資料関連は不明である。

②東山区栗田口鍛冶町一丁目(左)

(c) 栗田口忠綱(初代)の由来(江戸・新刀)

栗田口忠綱は播磨姫路に行って鍛刀修行し、初め忠綱と銘を切る。京都に移り、また大坂に移住して一門繁栄した。浅井が姓であるが、栗田口と名乗るのは、京都古刀期の栗田口一派と関係があるのか不明である。おそらく京都へ移った時、東山の栗田口辺に住んだので名乗ったのではあるまいか。これも初代より二代の方がすぐれているが、なかんづくその彫物が精密なことが名高い。初代の作刀に慶安戊子八月 39 歳と銘を切ったのがあるから、その出生は慶長 15 年にあたる。二代は初代の子であって通称万太夫、一竿子と号し、また合勝とも号したという。その隆盛時代はむしろ次の江戸時代中期に属するものである

(d) 栗田口忠綱鍛冶系図(江戸・新刀)



『銃砲刀剣類登録について』

(a) 登録について

本制度は各都道府県の教育委員会が所管しています。銃砲又刀剣類は法律(銃砲刀剣類所持等取締法)により所持する事が原則として禁じられていますが、美術品、骨董品として価値のある古式銃砲か、美術品として価値のある刀剣類は登録する事により所持する事が出来ます。

(b) 登録調査依頼について

今年の2月、各都道府県教育委員会への「豊長綱」と「豊廣綱」の両立、数本と銘等の登録調査依頼を行いました。各教育委員会より 28 通の回答を頂きましたところ、正確回答ではなく刀剣類区別、製作日もなく銘のみ回答もありました。つまり銘のみ回答はたとえば「長綱」と他の「長綱」にも同銘を混ぜているそうでした。それから個人情報保護法による公表できないところがある。以下の通り参考



して頂きたい。

刀工名 都道府県	聾長綱			聾廣綱			備考
	刀	脇指	短刀	刀	脇指	短刀	
H	1	0	0	0	0	0	
M	5	0	0	0	0	0	刀剣類区別せず
Y	1	3	0	0	0	0	
G	3	6	1	1	0	0	
S	0	1	0	0	0	0	
C	0	0	0	0	0	0	
K	×	×	×	×	×	×	回答不可
N	2	2	0	0	0	0	
F	0	0	0	0	0	0	
S	×	×	×	×	×	×	回答不可
A	×	×	×	×	×	×	回答不可
G	0	0	0	0	0	0	
M	0	0	0	0	0	0	
S	2	0	0	0	0	0	
K	×	×	×	×	×	×	回答不可
O	×	×	×	×	×	×	回答不可
H	×	×	×	×	×	×	回答不可
N	0	0	0	0	0	0	
O	0	0	0	3	0	0	
Y	0	0	0	0	0	0	
T	×	×	×	×	×	×	回答不可
E	×	×	×	×	×	×	回答不可
K	33	0	0	1	0	0	銘区別せず
F	16	0	0	0	0	0	銘区別せず
O	×	×	×	×	×	×	回答不可
M	1	0	0	0	0	0	
K	2	4	0	0	0	0	
K	×	×	×	×	×	×	回答不可
計	76	16	1	5	0	0	

### 『貴重認定と日本刀剣の種別』

#### 1、認定について

##### (a) 国の文化財の指定制度

日本刀は日本文化の精髓であり、文化財としてもその重要性は高く評価されている。その価値により、国では国宝、重要文化財に指定し、これを保護している。また昭和8年から24年までは重要美術品の制度があり、これに認定されたものがある。

国指定制度による指定文化を概観し、種別分類の中で刀剣類はどのように取扱われてきたのかみると、種別では工芸品に含まれその中で重要な位置を占めており、国宝・重要文化財の指定を受けて保護される。

##### (b) 境界の指定・認定・鑑定の制度

(財)日本美術刀剣保存協会では国の指定制度に準拠して、前記、国宝・重要文化財・重要美術品に次ぐ価値ある刀剣を選定してきた。昭和23年9月22日から「貴重刀剣」の制度を設けてこれに該当する刀剣を認定し、さらに優れたものを「特別貴重美術」に認定した。昭和48年9月11日からは特別に優れたものは「甲種特別貴重認定」の制度を新たに設けて認定したが、これらは昭和57年5月で廃止された。そして、同年9月30日から「保存刀剣」「保存刀装・装具」等の制度を新設して認定

し、その中からさらに優れたものを「特別保存刀剣」「特別保存刀装・刀装具」等として厳正なる審査を経て、認定書を発行し、現在に至る。

この間において、国の重要美術品等認定制度が廃止されたことに鑑み、重要文化財に準ずる価値ある優れた面においても、強靱性の面においても、その効果を遺憾なく発揮することとなるが、その要因は和鉄がもたらす特質であることに他ならない。

## 2、太刀

(a) 主として馬上で佩用することを目的に造られたもので、使用方法も薙ぎ払うことを主目的にして造られておりますから、反りが高く、茎もまた上身と同じように反っているのが普通です。しかし室町時代にはいつてから製作された太刀は、それまでの太刀に較べ反りが浅くなってきて、太刀のつぎの主戦武器である打刀の反りがちかづいております。

また太刀は腰に差さないで、刃を下にして、ぶらさげて佩用するので、銘も佩表に切るのが通常です。それで、佩表に切った銘を太刀銘といいます。

長さは関係なく、太刀として佩用すべく造られたものはすべて太刀と言っておりますが二尺前後の小振りの太刀の場合はとくに小太刀と言っております。

(b)

粟田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	0	0	0	0
二代・忠綱	0	0	0	0
豊長綱	0	0	0	0
豊廣綱	0	0	0	0

## 3、刀

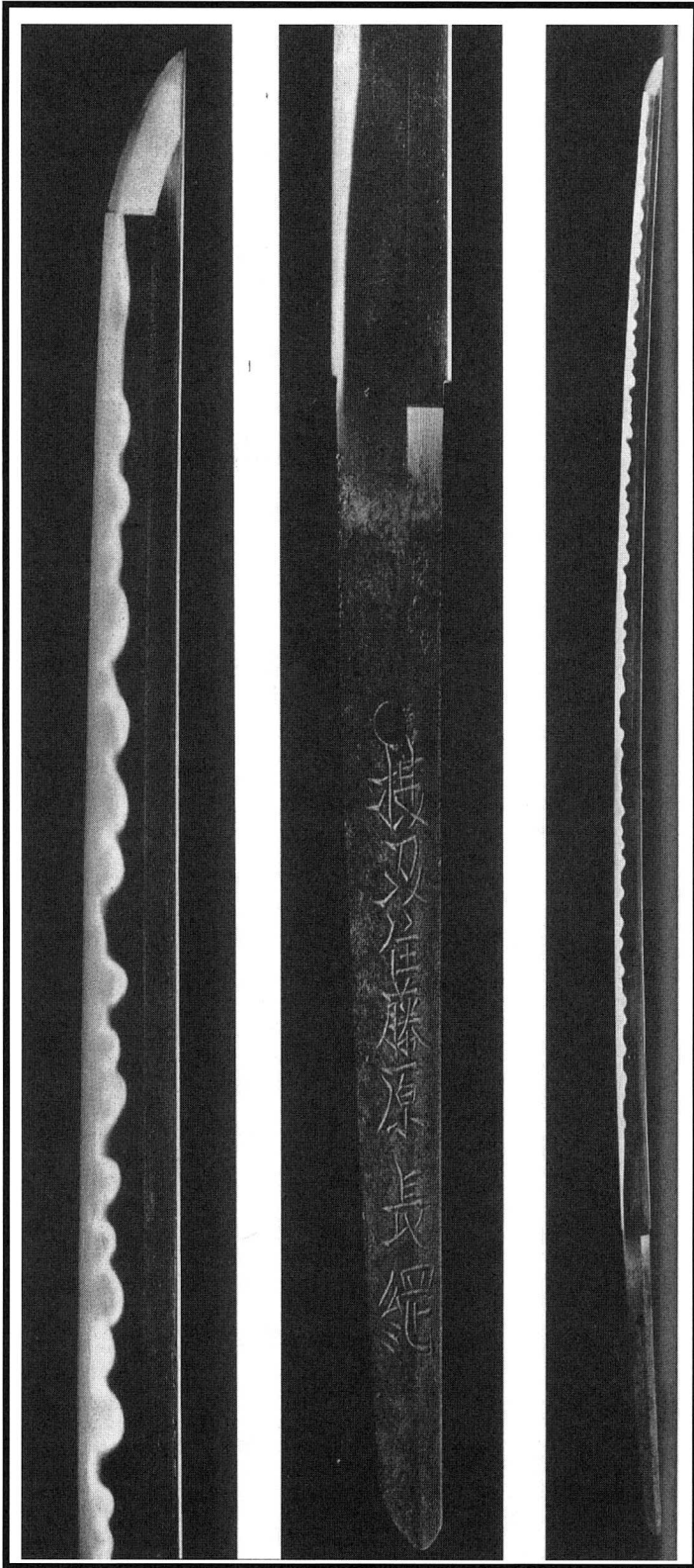
(a) 打刀とも言っているように、徒歩で地上対地上で戦う事を目的として造られたもので、刃長が二尺以上のものを言います。打ち合うための武器ですから、抜き易いように刃を上にもむけて腰に差し用います。反りは太刀に較べて浅く、長さも馬上に対馬上、あるいは馬上対地上で戦う太刀よりは幾分短めになっております。

また戦闘方法の違いによって、造られる刀にも、片手で使う片手打ちの刀と両手で使双手打の刀とがあって、片手打ちの刀は寸も二尺前後から二尺寸止りと短く、茎もだいたい握り拳一つに一寸ほど足したぐらいの長さで短くなっており、反りは片手で振り回しますから長さの割には幾分高めになります。

これを反し、双手打ちの刀は両手で握って使いますから、寸法もだいたい二尺二寸五分以上で、中には二尺四寸を越すものもあって、片手打よりは長く、反りも片手打の刀よりは幾分浅めになり、茎は両手で握れるように長くなっております。

(b)

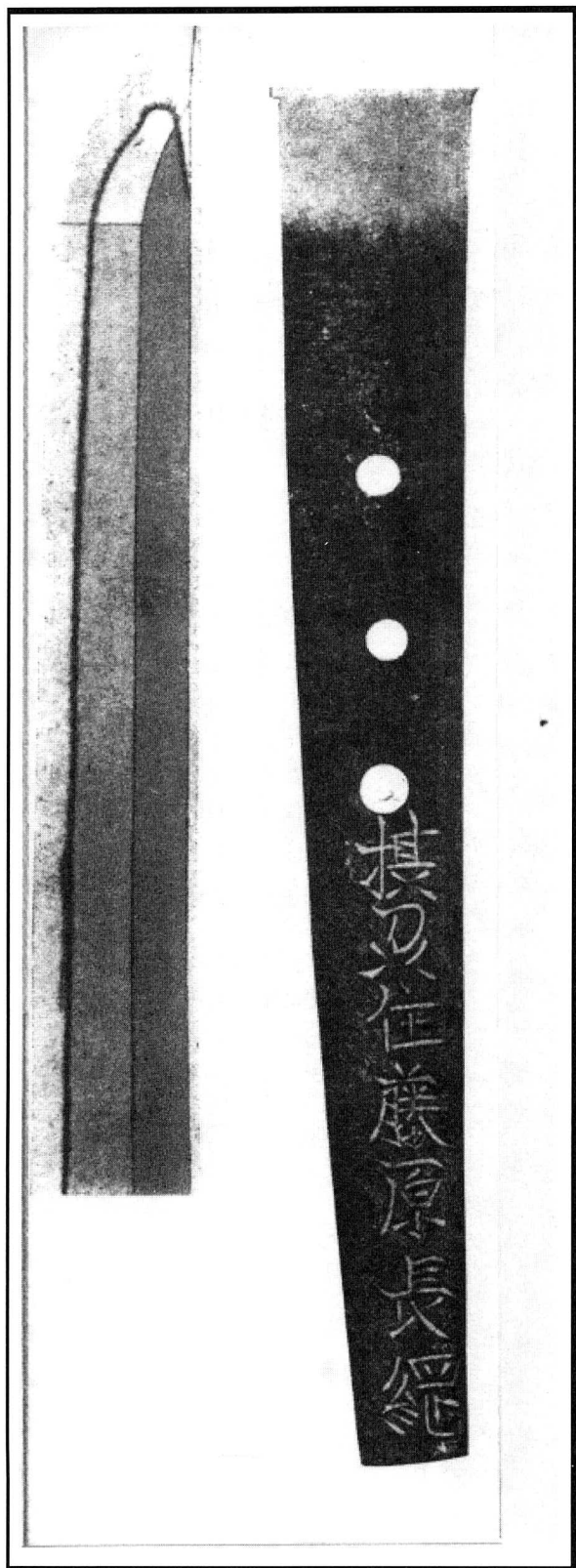
粟田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	32	15	0	0
二代・忠綱	23	23	35	1
豊長綱	9	1	0	0
豊廣綱	1	0	0	0



## 刀 銘 攝州住藤原長綱

法量 刃長 二尺四寸八分二厘  
反り 四分五厘

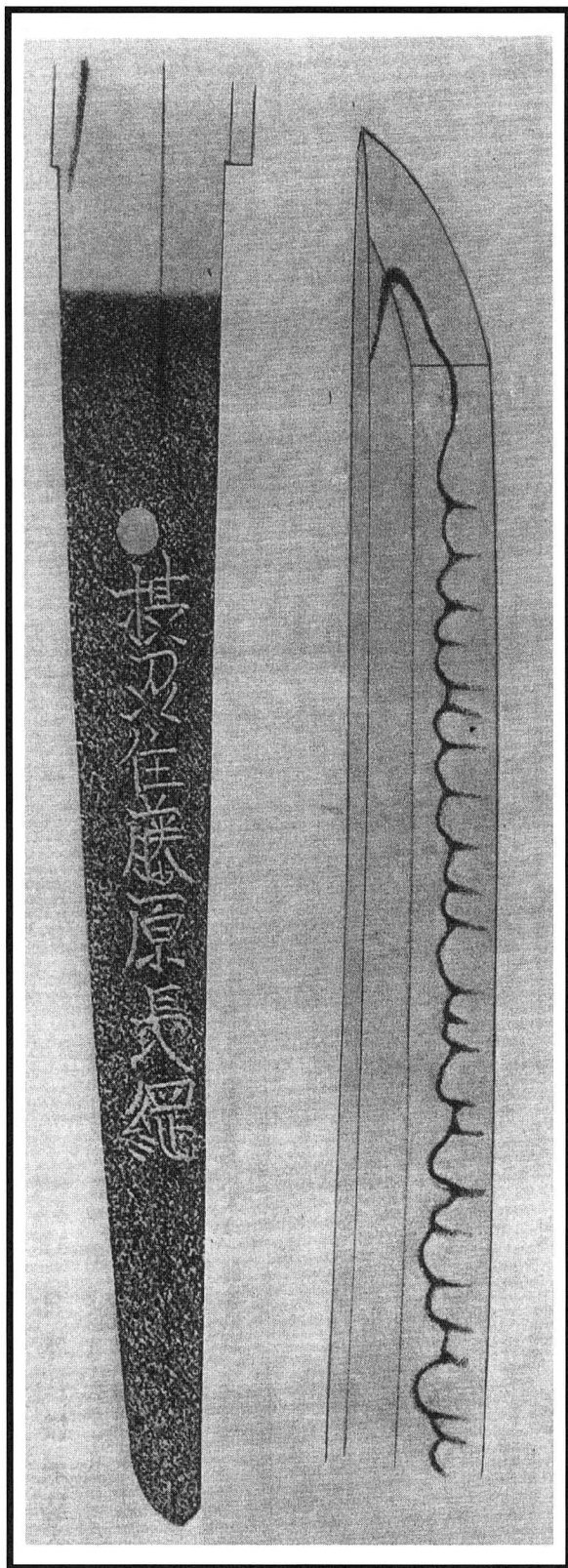
寸評 二尺五寸に近い長寸であるのに身幅細く、重ね薄く、反りも浅いという変わった造込みで、小詰んだ互の目を焼き、ところどころ映りも出ている。長綱は初代忠綱の門で、つねに無地肌のような、地鉄に頭の揃った足長の互の目丁子を焼いて、師の忠綱に似たものが多いのであるが、この刀などは何か特別の注文によるものであろうか。



刀 銘 攝州住藤原長綱

法量 刃長 二尺三寸五分  
反り 三分

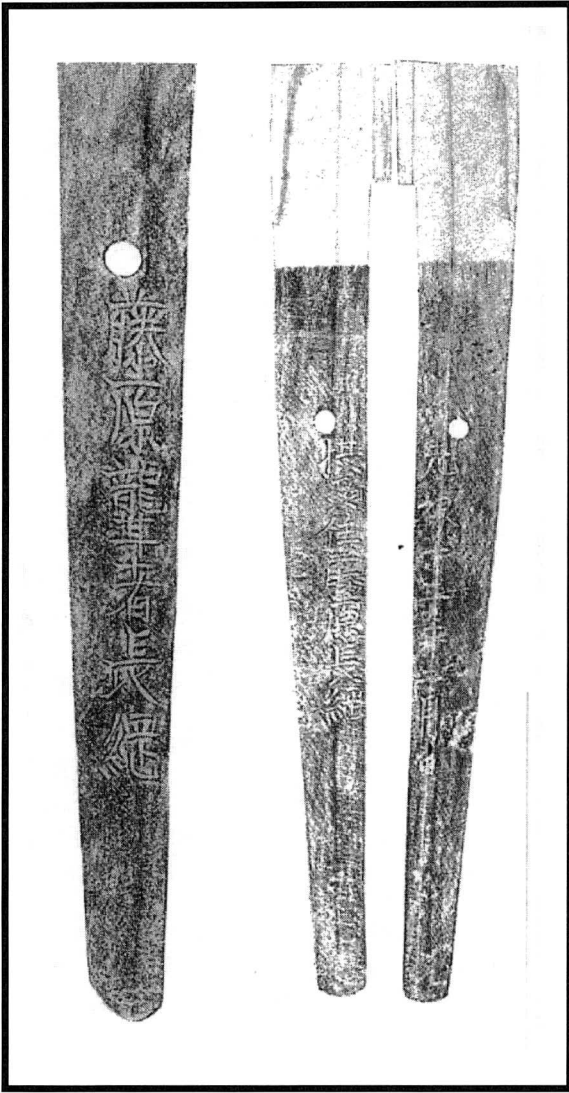
寸評 地鉄小杓目流れる、刃文中直、  
中心二寸ばかり磨上。



刀 銘 攝州住藤原長綱

法量 刃長 二尺三寸五厘  
反り 七分

寸評 長めの直ぐ焼き出しあり、足長  
丁子乱れ、刃ぶちに小沸からみ、  
匂い口キリッと締まって冴え  
る。  
作刀は頑丈一点張りの武骨な造  
りこみが多く、本刀は師譲りの  
足長丁子の見事な出来である。

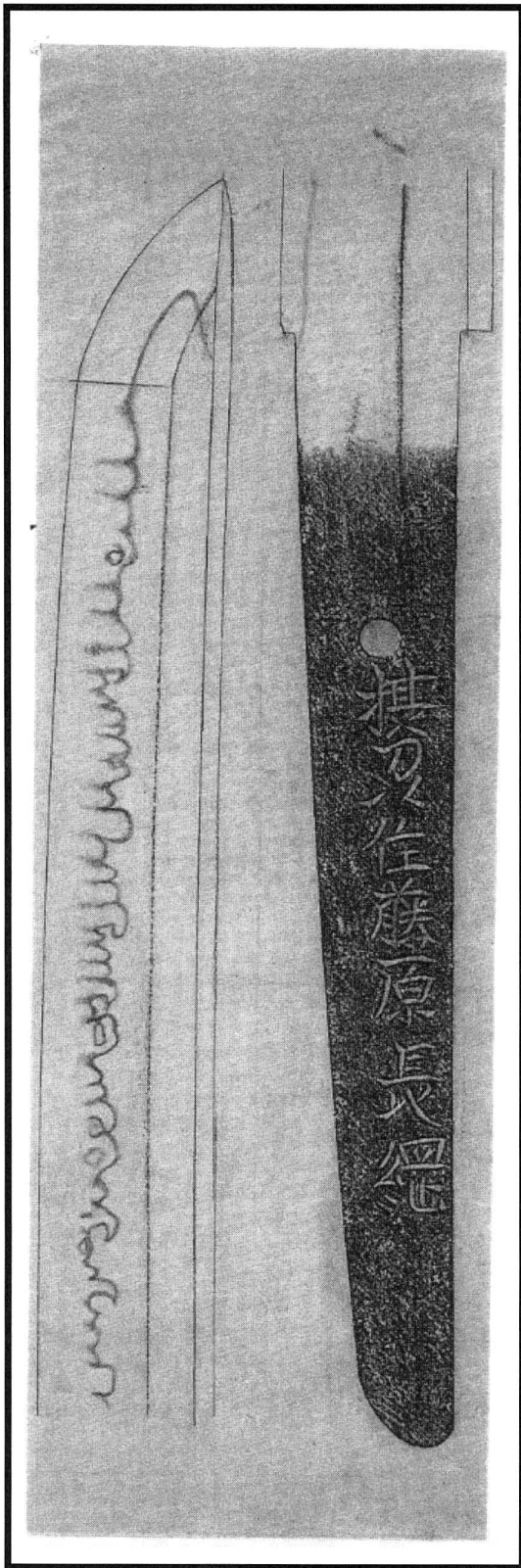


刀 銘 攝州住藤原長綱(右)  
元禄十二年二月日

藤原聾者長綱(左)

寸評 聾なる故、銘の中に切り添えたものあり、作風、鍛、無地肌の如く細美、板目に柁交じる。刃文、丁字の頭が揃い、足長く入り、姿剛壮なものがある。総じて師忠綱に似る。





刀 銘 攝州住藤原長綱

法量 刃長 七五、五糎  
反り 二、〇センチ

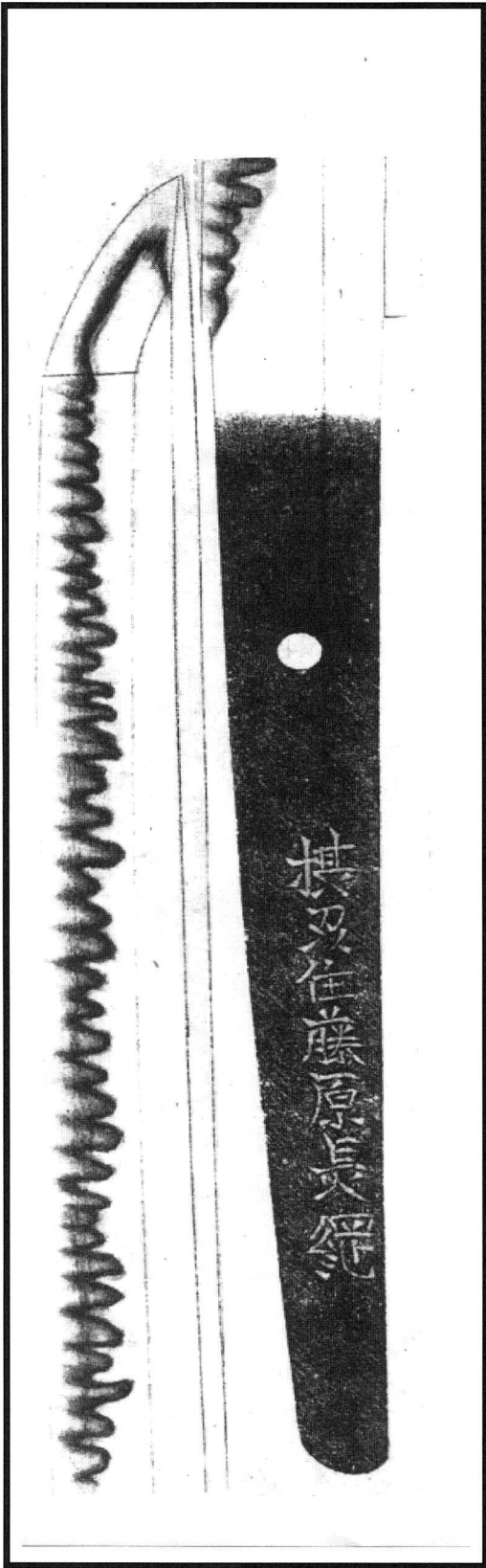
寸評 小板目よくつみ、丁子で足長く、  
小沸よくつく。初代忠綱の門に  
長綱があり、栗田口忠綱の作風  
をよく継承して出来てよい。



刀 銘 摂津住藤原長綱

法量 刃長 七六糎  
反り 一、二糎

寸評 丁子に互の目交じり、匂口締  
まりごころに、足、葉入り、  
小沸つく。



刀 銘 撰州住藤原長綱

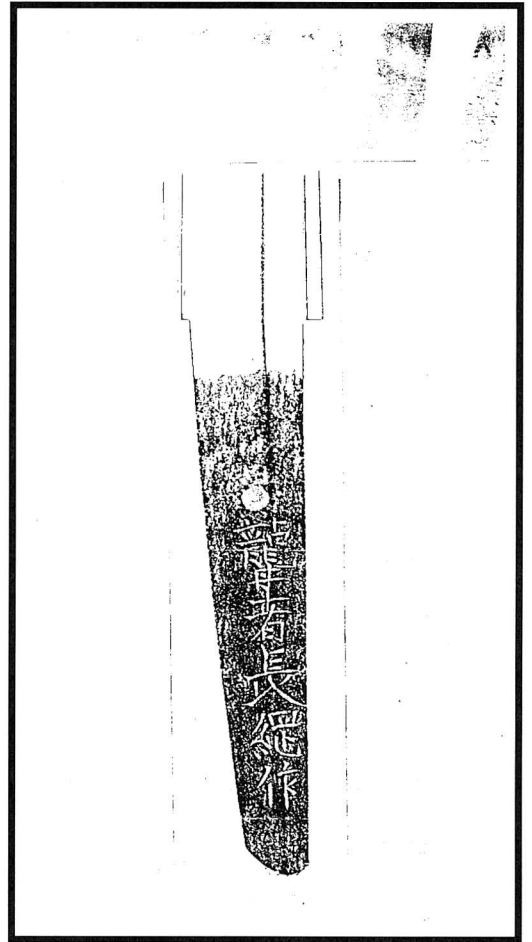
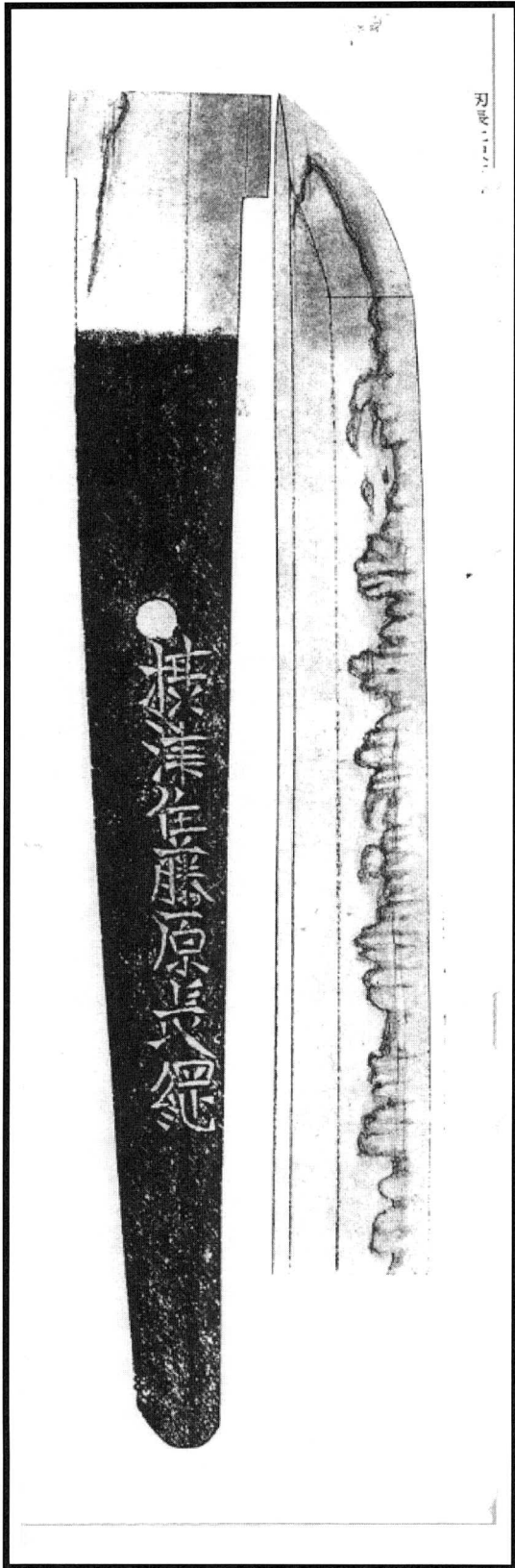
法量 刃長 二尺三寸強  
反り 四分

寸評 地鉄小板目肌良く約み地沸あり刃  
文地沸あり刃文互の目乱足長丁字  
足入り沸良く付掃かけ頻りに入り  
て金線頭わる帽子直崩れ気味先掃  
かけ尖り気味に返る。

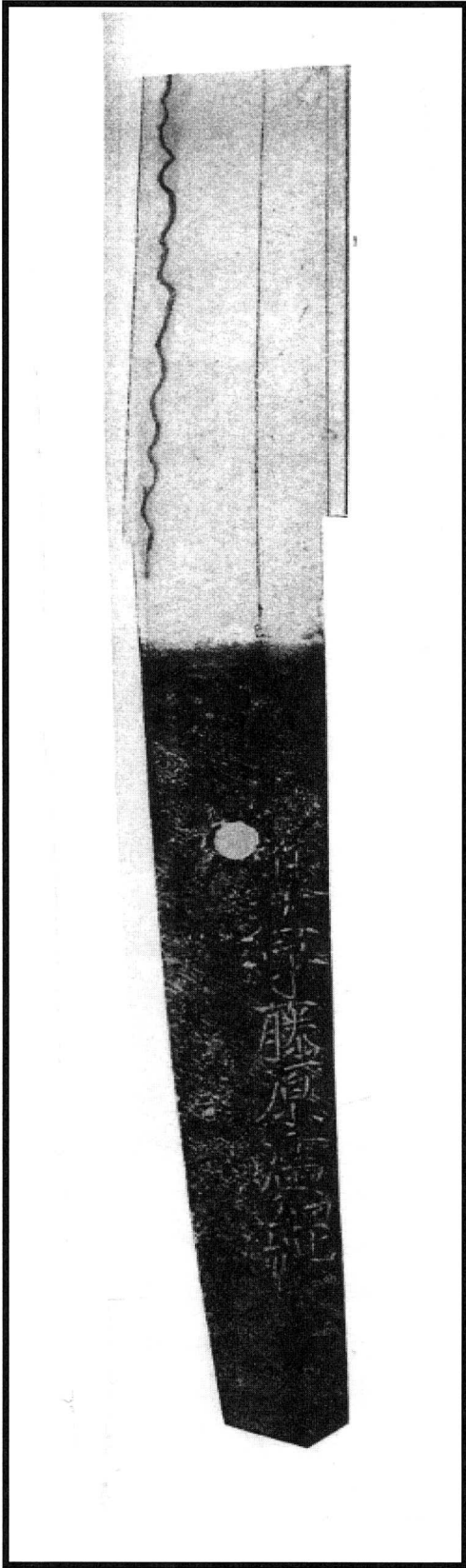
刀 銘 摂津住藤原長綱

法量 刃長 二尺三寸七分  
反り 三分九厘

寸評 地鉄小板目肌地良く沸つき肌潤う  
刃文重花丁字乱沸つき金線盛んに  
頭われ葉を交えて足入る帽子直先  
尖り気味に小さく返る、茎裏に朱  
銘にて楽翁公遺愛とあり、傑出の  
一刀である。

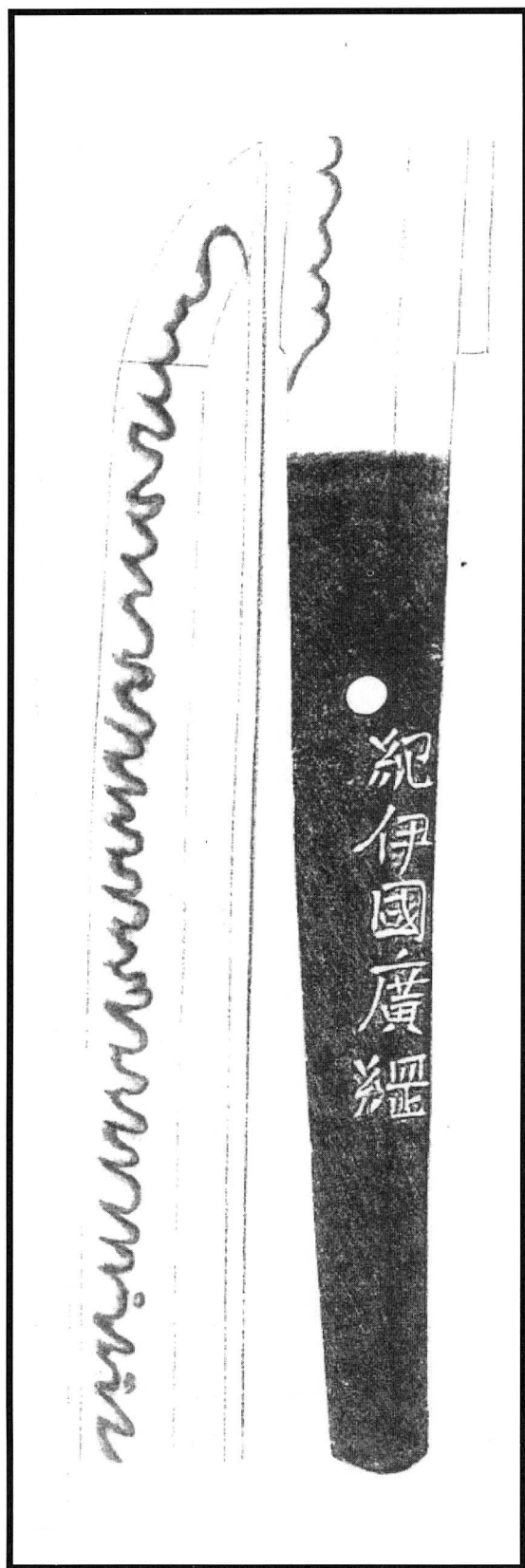


刀 銘 聾者長綱作



刀 銘 近江守藤原廣綱

寸評 初代近江守忠綱門、紀伊にも住、豊長綱の前銘とも云う、茎鑓筋違い角棟剣形小尻、地鉄板目肌又は小板目肌刃文互の目丁字乱足入り又沸つく互の目乱足長丁字刃あり。



### 刀 銘 紀伊国廣綱

法量 刃長 二尺二寸六分  
反り 六分

寸評 地鉄杵目約む刃文互の目交じる丁字乱入り帽子乱先小丸返り出来良く健全。廣綱は大阪に出て初代忠綱門に入り、栗田口浅井源廣綱と銘じ、豊長綱門人とも云う。



### 3、脇指

(a) 短めの打ち刀、あるいは太刀の差添えとして製作されたものに脇差があります。脇差は刀と同じく刃を上に乗けて腰に差して使用しますが、脇指の古い作例としては鎌倉、南北朝時代にすでに何点かの作がのこされております。しかし製作の数量が多くなるのは室町時代に入ってからです。

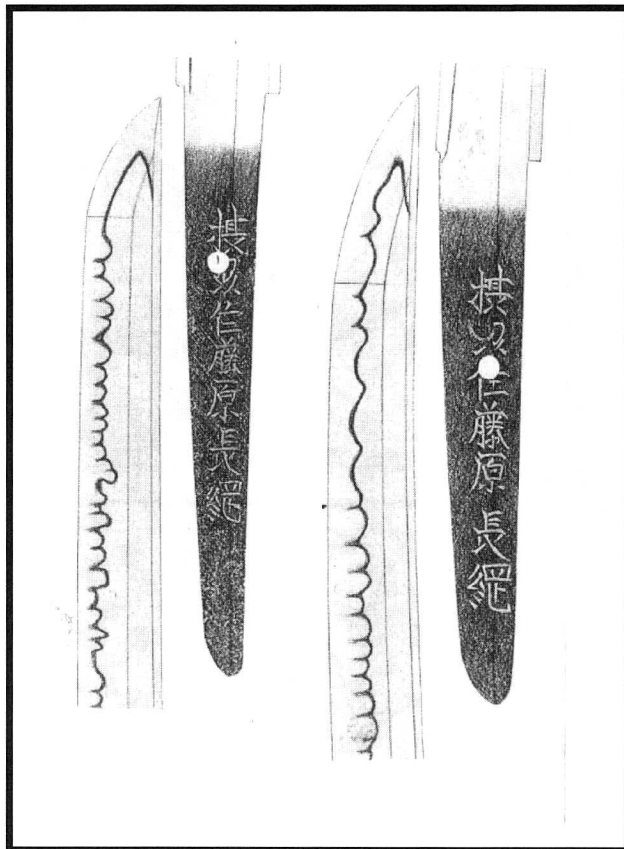
特に江戸時代になると、武士の正式の差料が『大小』と言って、刀と脇指をセットにしたものを差すように定められたため、武士の人数だけの脇差があることになり、刀に対する脇差の製作数量の比率が格別になくなっております。

脇差は長さによって、大脇差、中脇差、小脇差の三つに分けられており、一尺八寸以上二尺未満のものを大脇差、または合寸といっており、一尺三寸以上一尺八寸未満のものを中脇差、一尺以上一尺三寸未満のものを小脇差あるいは喰み出しと言っております。

なお一尺から一尺三寸未満のものにはとくに脇差あるいは、喰み出しの字を当てることが多いのですが、これは実際に使用する際には、この寸法のものには寸伸び短刀として、喰み出し鐔をつけない合口拵にして帯に挿す場合が多かったために、とくに脇差あるいは喰み出しの文字を用いたのであるうと思われま。

(b)

粟田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	27	5	0	0
二代・忠綱	18	5	14	0
豊長綱	1	0	0	0
豊廣綱	0	0	0	0



#### 脇指 銘 撰州住藤原長綱

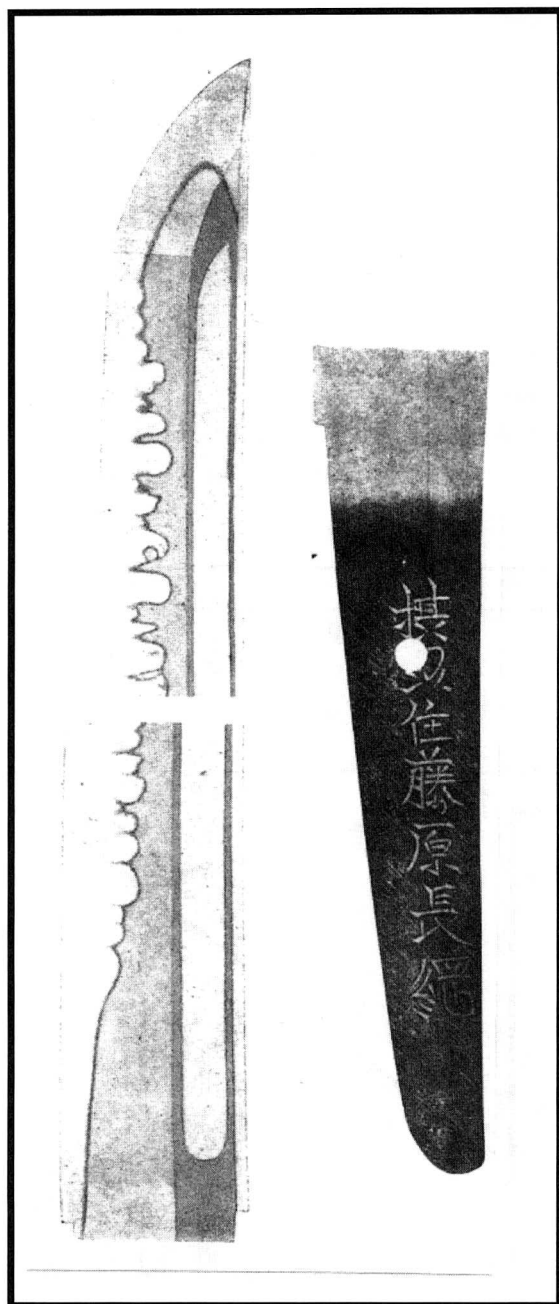
法量 刃長 一尺六分三分  
反り 四分

寸評 地鉄小板目詰んで地沸こまかについて美し、刃文互の目小沸ついて足長く入るのは初代忠綱の師伝を継承したもの、帽子小丸、中心生ぶ、鉦筋違先は刃上がり特に急な栗尻が、見処の一つである。(右)

#### 脇指 銘 撰州住藤原長綱

法量 刃長 一尺九寸八分  
反り 四分

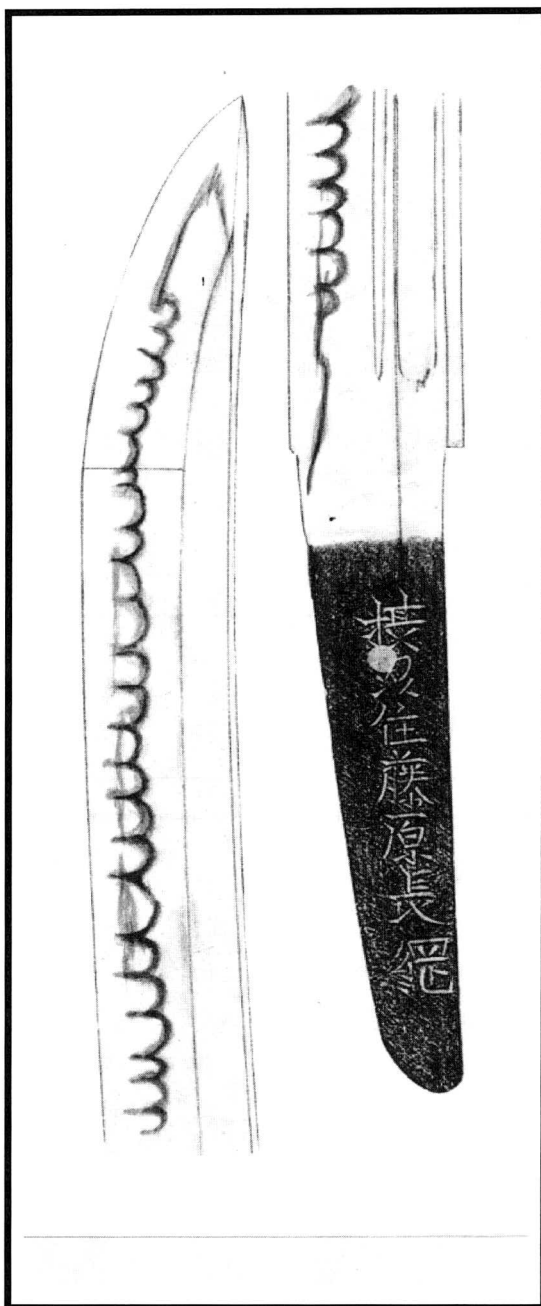
寸評 地鉄小板目拵がかり地沸つく、刃文互の目丁子乱小沸出来足長く入る、住の字の一画が欠画しているのは面白い、また長綱は豊であったという、卒直に銘に切ったものもある、師に似て上手である。(左)



脇指 銘 撰州住藤原長綱

法量 刃長 一尺五寸八分  
反り 四分

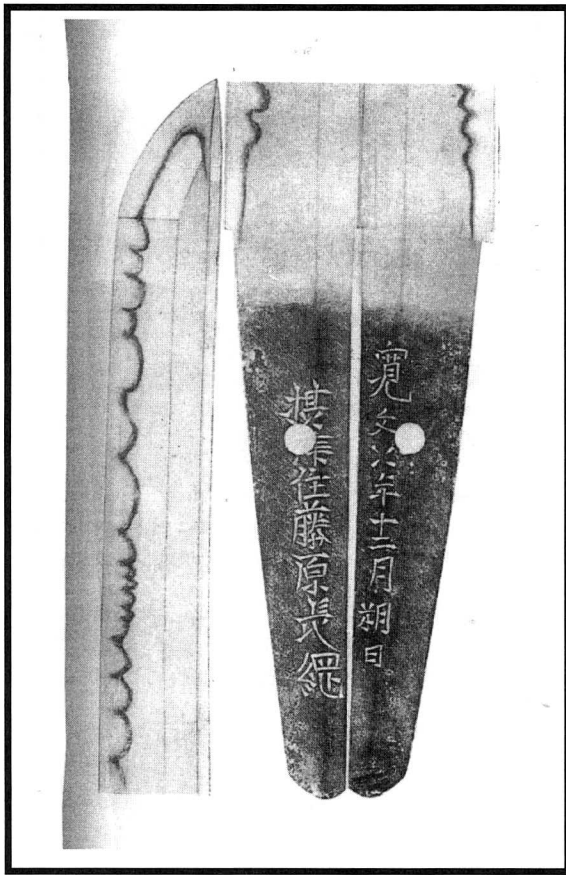
寸評 地鉄小歪目、刃文腰高き丁子足  
入り、地映りもつく。



脇指 銘 撰州住藤原長綱

法量 刃長 四六、七種  
反り 一、四種

寸評 小板目肌よかつみ、地沸つく。  
丁子互の目交じり、匂い深く、  
小沸つき、砂流しかかる。



## 脇指 銘

摂州住藤原長綱

寛文十二年十二月朔日

法量 刃長 一尺六分五寸

反り 三分

寸評 長綱は初代近江守忠綱門、聾のために自ら聾と添銘するものあり、名を北村市右衛門、聾長綱と云われる、刃文互の目足長丁字が得意にして上手な刀工である。

## 4、短刀

(a) 長さが一尺未満のものを短刀と言っておりますが、昔はこれを太刀に対して刀と言っていた時代もあって、短刀という用語は一貫したものではありません。

昔本阿弥家の分類では短刀と言っていたのは主に平造の場合で、鑄造の場合は一尺以下であっても脇指とっております。

現在のメートル法による分類では三十センチまでのものをひっくるめて短刀と言っております。

創り込みは平造がもっと多く、短刀と言えばまず平造を連想するほどですが、大和系鍛冶の作には菖蒲造や鶴首造のものを割合にみまますし、室町中・末期の作には小振りの諸刃造のものが見られるようになっております。また慶長・元和から寛永にかけては、片切刃造りの大振りの短刀が南北朝につづいて造られているのがめだっておりますし、幕末から明治にかけての日本刀が現役であった最後の時代には切先双刃造のずんぐりとした短めの短刀が出現しております。

短刀は寸が短いために造り易く、そのために出来のすぐれたものが多いので、古来短刀を愛好する人は多い。

(b)

粟田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	1	0	0	0
二代・忠綱	1	0	0	0
豊長綱	0	0	0	0
豊廣綱	0	0	0	0

## 5、槍

(a) 槍の字を当てておりますが、人によっては穂が金属だから鏑の字を当てるのが正しいという人もあります。また新井白石は槍の字を用いるのがよいだろうというふうに言っており、それぞれです。

槍は長い柄をつけて刺突する武器ですから、上古の鉾から転化してきたとも言われております。

鎌倉時代になるとほとんど用いられる事のなくなった鉾が再び注目されるようになるのは鎌倉末期に来襲してきた蒙古兵の使用した槍を経験したからであったと思われませんが、当時の槍は全く現存せず、南北朝から室町初期の作例がわずかにのこっているくらいで、製作量が多くなるのは室町中・末期になってからです。

槍の種類はいろいろありますが、大別すると枝のない直槍と、枝のついた鎌槍に分けられます。

また菊地やりというものがありますが、これは南朝の忠臣菊地武光が懐良親王を奉じて筑後川で敵と戦った時に、短刀を竿の頭につけさせて船で川を渡り、大いに効果があったので、鍛冶にこの槍を沢山造らせて船師の備えとしたという伝承があるところから、この形の槍を菊地やりとか筑後やりとか呼んでおります。幕末になると勤皇の志士のなかには菊地やりの茎を切り詰めて短刀に改造して使用する者が多く、そのために菊地やりで生茎のものが少ないのだと言われております。

(b)

粟田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	1	0	0	0
二代・忠綱	0	0	0	0
豊長綱	0	0	0	0
豊廣綱	0	0	0	0

## 6、薙刀

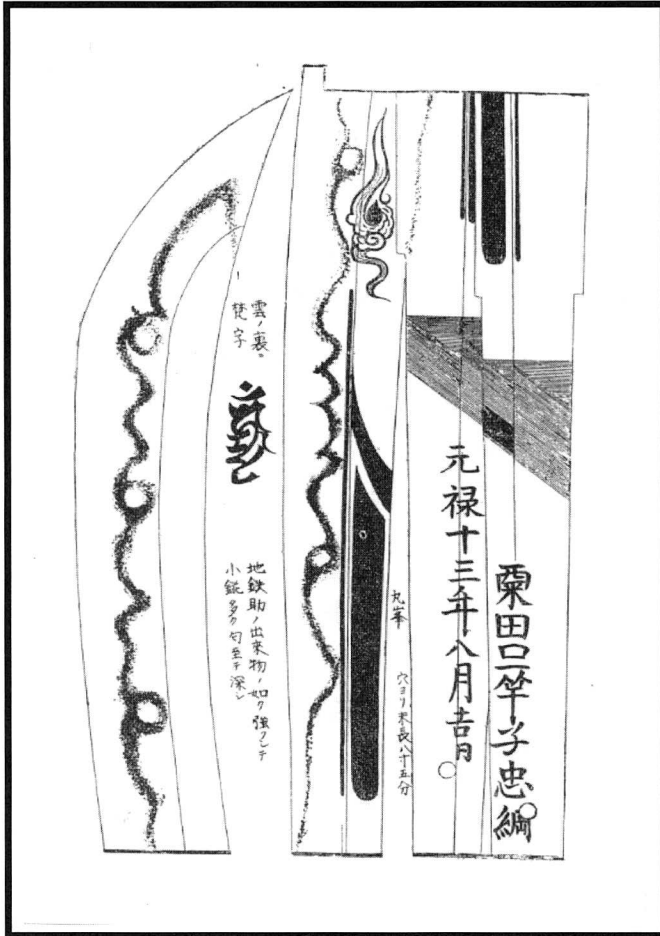
(a) 薙刀はものを薙ぎ払うための武器ですから、その用途から言って、奈良時代の手鉾から転化したものであろうと考えられます。

刀の造り込みでいう薙刀造りになったものが多く、初見は平安末期ころからで、このころから造られ始めたものとおもわれますが、そのかたちは長大で反りのかなり深いものと、長さがあまり長ならず、反りが浅くて先が急に反った頑丈な感じのものがあって、後者のほうが手鉾にちかい形ですから、このほうが古い形であろうと考えられます。

通常眼にするとことの多い江戸時代の薙刀は、南北朝の薙刀に仿ったかとおもわれるような幅広で長大なもので、先がさほど張らないものと、寸が前記のものに較べて短めで、腰が細くなって先にいって急に太くなって反つくり返ったものがあって、前者を男薙刀、後者を女薙刀とも言っております。

(b)

粟田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	1	2	0	0
二代・忠綱	0	0	0	0
豊長綱	0	0	0	0
豊廣綱	0	0	0	0



薙刀 銘

粟田口一竿子忠綱  
元禄十三年八月吉日

法量 長凡一尺五寸余

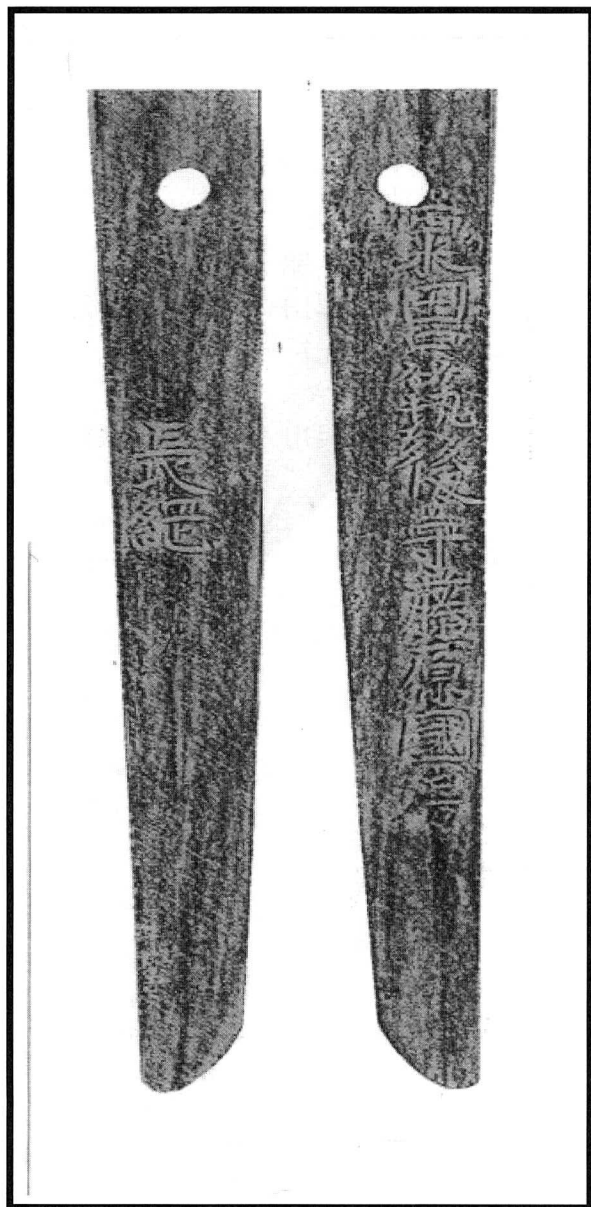
「合作刀」

(a) 三代国房

三代国房は筑後守または筑後大掾とも切る。一竿子の門、貞享とあるが、一竿子への入門及び受領の年月等一切明らかでない。三代国房の作は各代を通じて、一番多く現存しているのみならず、その作風が一竿子忠綱に極めてよく似ているけれどもやや迫力に欠ける。茎が深い刃上り栗尻となり、一竿子風で、他の国房にはこの種の茎はなく、三代だけの特徴で、鑑別が甚だ容易である。銘は筑後守国房と切ったものが多いが、中には筑後守藤原国房と切っているものもある。筑後大掾と切ったもの

は現在までに一本も見ない。作風も二代国房の如き豪壮なものではなく、一竿子の如く頃合の出来で、沸本位、刃文は乱れに互の目交り、焼出し直刃二寸ばかりで、極めて静かな感じのするものが多いようである。

右下の如く長綱との合作刀は珍しい。これらの刀には殆ど年紀を切ったものがないので、確実な年代を知ることできぬのは残念である。長綱は初代忠綱の門弟で寛文頃とあり、国房が貞享とすれば、その間二十年の時代差はあるが、同門の鍛冶であるところから、国房が受領の際、長綱が力を添えた作風かと思われる。その他にも国房が栗田口に於て鍛刀した作がのこっているのを見れば、修業の後も同地に留まって、鍛刀に努めたものと思われる。しかし、ここに問題となることは、国房が一竿子へ入門の作とすれば、すでに筑後守を受領していたことになるけれども、普通の観念からすれば、修業を終えて受領し、しかる後、同地にあって鍛刀したものとすべきであり、その例は多い。



刀 銘 栗田口筑後守藤原国房  
長綱（合作刀）



## 『南蛮鉄』

### (a) 古書に見る南蛮鉄

昔から南蛮鉄は日本刀の素材として適格であるか否かはざいぶん今迄論議されてきたが、参考までにここにその両論を記載してみよう。

#### ○剣工秘伝志 卷之上 (水心子正秀著)

「南蛮鉄、魯西亜鉄、阿蘭陀鉄の鉄は、其の産するところか各々離れりと云へども、卸して用いる時は、わが国の出羽、千草の鉄と同様なるものなり。但し南蛮鉄には、銅気多し、予考ふるに、これは鉄に銅を加へて吹きたるものなり。外科道具又は時計ゼンマイ鉄等、我が国の鉄よりも強し、故に南蛮鉄は少しづつ赤めて打ち延ばして用ふるなり。又少し焼過る時は、崩れて用いる事能はず、一説に阿蘭陀にて竹のすみにて鉄をわかすともいへり。又焼刃を渡すに、油の中へ入ると云ふ事もあり。余は未だ試みず。尤も奥州南部の鉾山にては、竹の炭を用いるも有るとなり。南蛮鉄に、瓢箪形、木葉形、短冊形等の品々あり。何れもイガタに流し入れたる物と見えたり。然るにこの品近来は渡らざる故、若き輩にはついでに見る事もなきやうになるべしと思へるによつて、各一すづ取置き。然れども彼の鉄は、我が国の鉄には劣るべし、実に我が国の鉄を以て造りたる刀は、刃物に勝れて見るなり。然らば南蛮鉄等好むべき物にあらず」

本書は正秀が享和三年(1803年)に書いたもので、南蛮鉄に銅分が多いとか、竹の炭を用いるとか、ざいぶんでたらめな事も書いているが、唯本書にて注目しなければならないことは、享和三年当時、南蛮鉄は輸入されていないことである。しかも「若き輩にはついでに見る事もなきやう云々」とあるので相当以前から輸入されていない事が分かる。

当時オランダ船の来航数は極めて少なく、寛政二年(1790年)には幕府から長崎奉行に対して、オランダ貿易の一年間の貿易高を銀700貫、銅60万斤で、来航船は一隻に制限するように命令しているので、貿易品も少量であったと思われる。(長崎叢書)

なお、寛政十一年(1799年)には、バタヴィヤのオランダ東印度会社が解散しており、更に我が国の鉄事情においても、この当時は需要も少なく、南蛮鉄の輸入の必要もなかった時代である。

#### ○新刀弁疑 卷之一 (鎌田魚妙著・安永八年発行)

「鉄の出所は先ず石州出羽、播州宍粟及び千草さては南蛮鉄とて和蘭人の齊渡る木の葉形、瓢箪形の鉄を以て造り、又は卸し鉄にて造るを知らず、いづれ昔よりは劣るや否や、しかしながら、これ鍛冶の勝劣によりて、鉄の善悪によらざるべし、云々」

#### ○察刀規矩 (竹屋政瀨著・明和七年発行)

「瓢箪鉄にて鍛いたるは、刃色青目に黒く光りて、沸細かに匂ひ深く最上の鉄なり」と非常にほめているが、これは著者が幕府の御用研師であるためではなかろうか。

#### ○古今鍛冶備考 卷之一 (山田吉睦著・文政三年発行)

「南蛮鉄は出羽銃よりも、大きい堅い銃である」

#### ○新刀銘尽 (神田白竜子著)

「南蛮鉄は康継が初めて使用したが、しかし、これは至ってこわくして、刃金に鍛え難しといへり。古作には南蛮鉄はなく、元和以後の新身ばかりなり」

#### ○剣刀秘宝 (大和加ト著)

「南蛮鉄は刃物に打ては悪きものなり、日本の銃の如き鉄なり」

以上六冊の古書で南蛮鉄が日本刀の材料として、良好であると賛成するものは、新刀弁疑と察刀規矩の二冊のみで、他は不賛成を唱えている。

### (b) 南蛮鉄を運んだ御朱印船

康継の南蛮鉄銘の年紀のあるものでは、慶長十八年八月吉日が最初である。従って康継が江戸に召

し出されたのは、慶長十一、二年頃であるから、その間、康継が南蛮鉄を入手して、刀剣の素材として適当であるかどうかを、実験した期間とも思われる。恐らくこの期間に康継の弟子か或いは、刀剣の素材に詳しい人が御朱印船に乗り込んで、南蛮の地に渡航して素鉄を吟味したのではあるまいか。

慶長七年から元和二年までの十五年間に家康が南蛮諸国への渡航御朱印状を認可した渡航先とその回数である。これによると御朱印貿易は慶長九年を最盛期として次第に減少して行ったのであるが、これとは反対に渡航回数が次第に多くなって行った国はルソン、シャム、コウチの三ヶ国である。更にこの表から南蛮鉄の渡来元をさぐるために慶長十五年から元和年頃までに焦点を絞るとシャム、コウチの二ヶ国になる。また、慶長十五年から元和二年までにシャム、コウチへ渡航するために朱印状を二回以上受けた商人を調査すると次のようである。

木屋弥三右衛門	シャム	七回
ヤンショウス(オランダ人)	シャム	二回
五官(明人)	コウチ	四回
三官	コウチ	三回
舟本弥七郎	コウチ	三回

この中で日本人は木屋弥三右衛門と舟本弥七郎の二人であるが、特に木屋は慶長十一年と十四年に家康と本多正純の鉄砲買付の親書を持って、シャムに渡航している。恐らく南蛮鉄においても、鉄砲と同様に家康のさしがねによって木屋が輸入したのではあるまいか。

木屋弥三右衛門は堺の商人で三好義継の後裔と言われているが、はっきりした事は分からない。家康の信任がすこぶる厚く、慶長十八年六月シャムから帰国した特は京都・二条城で家康が引見している。また元和九年シャムの使節二人が来朝した時は、通詞として陪席しているので、相当シャムの事情に詳しい人であったと思われる。彼がこの間にシャムへ渡航した回数は慶長十一、十二、十四、十五、十七、十八、十九年の七回であるので、彼の船はほとんど毎年シャムに渡航していたのである。

#### (c) 南蛮鉄を用いた刀鍛冶

南蛮鉄を使用した刀鍛冶をその入手経路から考察して、次のように分類してみる事にする。

- 一、康継を主体とする江戸系
- 二、越前下坂を主体とする北陸系
- 三、金道を主体とする山城系
- 四、助広を主体とする摂州系
- 五、行広を主体とする肥前系

以上の系統の外は南蛮鉄をあまり使用してなく、ことに鉄源の豊富な山陰、山陽、豊後、薩摩等の刀鍛冶にはほとんど南蛮鉄銘を見かけないので、南蛮鉄の使用はやはり鉄の不足によって見るべきであろう。

次に各系統の刀匠名を昭和三十五年末までの貴重刀剣等審査目録によって調査すると次のようになる。勿論これ以外にも多数の南蛮鉄銘の刀剣があることは言うまでもない。なお、数代にわたって同名の場合はこれを判別することが不可能であるから、ここでは一括して計上することにする。

#### (d) 助広を主体とする摂州系

木屋弥三右衛門等の日本商人には堺の出身者が多数いたので、南蛮鉄の入手も容易であったと思われる。

津田助広	三口 (南蛮鉄銘で寛文七年八月と寛文九年二月紀のものがある。)
近江守助直	二口 (天和三年二月紀のものがある。)
近江守忠綱	三口 (承応二年八月と元禄十一年二月紀のものがある。)

多々良長幸 二口（天和頃）  
 常陸守宗重 二口（助広門寛文頃）  
 嘉重 一口（二代宗重の初銘）  
 陸奥守包保 一口（二代あり正保寛文頃）

(e)

栗田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	3	0	0	0
二代・忠綱	0	0	0	0
豊長綱	1	0	0	0
豊廣綱	0	0	0	0

## 『銘』

(a) 銘ついて

作者はその作刀に銘を切ることが義務づけられていたことがうかがわれる。しかし、この時代の刀で作者銘を切ったものは末みであり、銘があっても、刀身に切りつけか、金又は銀で作刀の由来もしくはは称号を刻したもののみである。このことは日本のみならず、中国、朝鮮においても同様であったものと思われる。茎に作者の銘を切るようになったのは、直刀から彎刀に移行した日本刀がすべてにおいて完成された平安後期からで、山城国三条宗近、古備前友成等の銘が最も古い。銘には、銘切り鑿で切った。「切銘」と彫鑿で彫った。「彫銘」があるが、彫銘は新古刀数千の鍛冶のうちでも新刀初期の繁慶とその門人のみに限られている。

(b) 刀銘

室町初期の応永頃から、従来は太刀の指し添えとして使用されていた打刀が戦闘様式の変化に伴って、主要武器としての地位を占めるようになって打刀の全盛時代に入ると、銘文は太刀銘に比較して長銘のものが多くなり、受領名や俗名だけでなく注文銘や所持銘を切り添えたものが見られるようになる。

(c) 表銘

太刀の場合佩表に、打刀の場合は指表に切った作者銘をいう。古い時代のものは二字銘が多く、次第に居住地名や姓氏、俗名、受領官名などを長銘に切るものが多くなっている。

(d) 裏銘





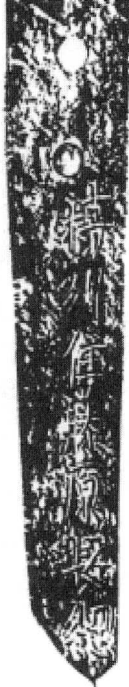
太刀ならば佩裏に、刀ならば指裏に切られた銘をいい、製作年月日を切るのが普通であるが、まれに裏銘に作者銘とともに年月日を切ったものがある。

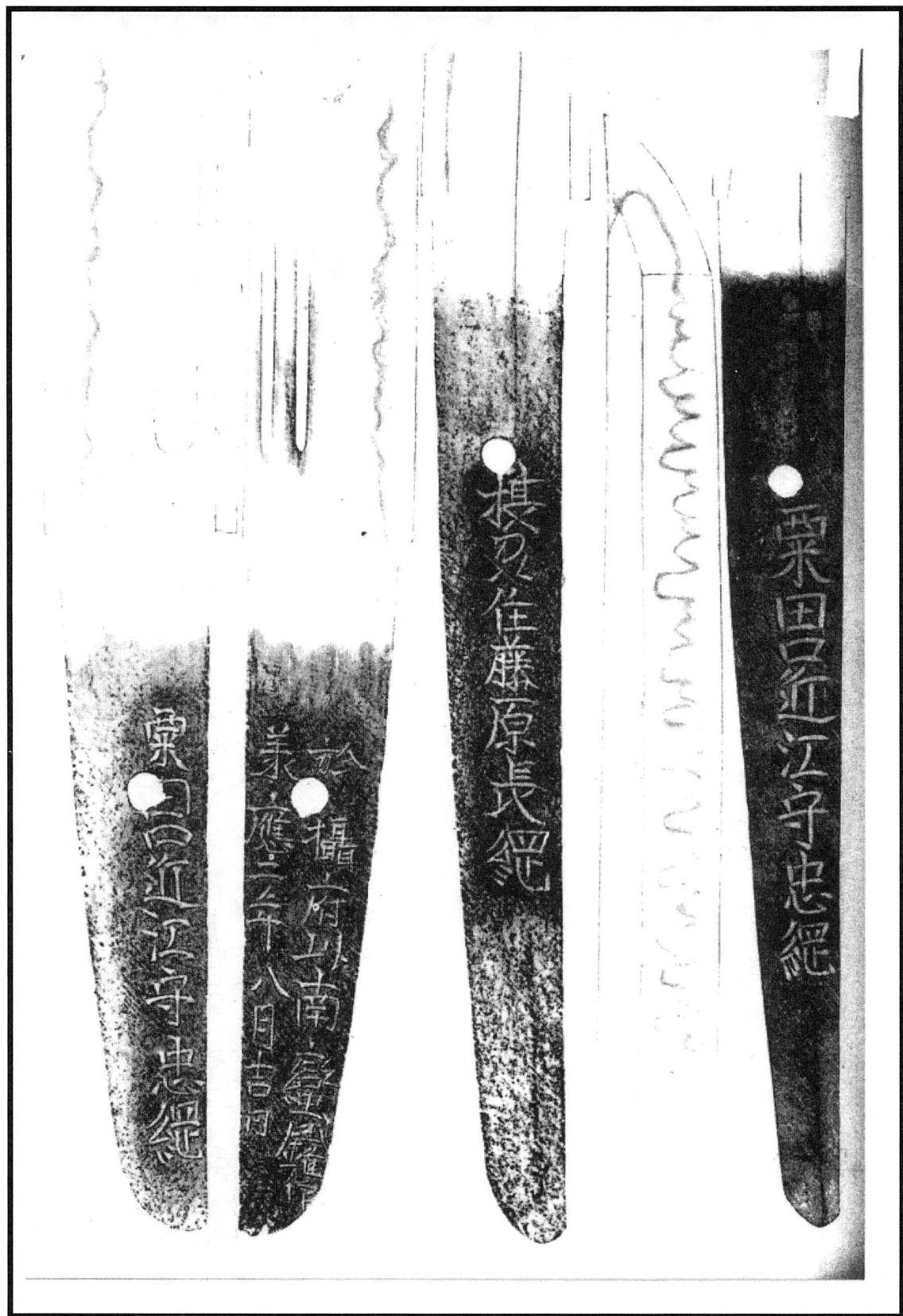
いつ頃から裏銘を切るようになったかははっきりしないが、行平に平治の年紀のあるものがあり古押形には大和国行平等の寛弘、平治の年号入りが掲載されているが、いずれも現存していない。また、国頼の短刀に文治と元久の年号のあるものが二本あるが、どちらも一部に疑問があつて、現在のところ確実な資料とするには不十分である。その中で、誰でもが認めているのが、明治頃に年紀を消されてしまったが嘉禎の年号のあった友成の太刀で、おそらくこの頃に製作年月日を銘に切り添える習慣が定着したと考える事が出来る。

裏銘を切ったものを最も多く見るのが備前物で、反対に少ないのは関物である。また、室町期の地方鍛冶には製作月日のみを切ったものを見受ける。

(e) 「二代・忠綱」「豊長綱」「豊廣綱」

二代・忠綱の若年の頃の銘は「綱」の字の字体が初代と同様であるが、後年の作は「綱」の字の旁を必ず「岡」に作るものである。

年号					
銘					
文					







廣龍

△二人 尾州住一と号 関流慶長比

廣爺

△二人 長州住藤原一と号 坊二王二汎寛永比

廣次

△四人 相州住一と号 教覺 坊と号文和の比

同二代目相州住一と号 嶋田住一と号

九郎三郎と号 駿州少と号 造る應永比

同三代目相州住一或は号銘と号 市川長兵衛と号 文明延徳の間

筑後国竹野郡之内一と号 筑州竹野郡一と号 三池

の末永禄

洛陽住藤原一と号 尾州住一と号 甲州府中住一と号 市川廣正

天正の間 抄寛永兼應の比

抄寛文比 男長と号 宝永正徳の比

越前国一と号 伯州倉 抄時代不明 喜住一

一と号時

肥前平戸住一と号 相州住一と号 平戸左文字の末少く 中山徳右衛門後加二右衛門と号 初名佐賀 代不明 初代正廣門慶安中相州下り 綱廣門と成 万治庚子<sup>(三年)</sup>年 帰邑と本國少くも 相州住と号

也 同二代目肥州住一と号 同三代目肥州住一と号 加二右衛門と号 天和比 金右衛門と号 寛保比

廣綱

△二人 武州住一と号 下原 石州出羽 一汎号 禄比業物 住一と号

粟田口浅井源一と号 粟田口聾一と号 初代 忠綱門坂陽は住と 紀州とも造る 延宝の比

廣恒

△二人 備後国三原住一と号 天文永禄の比と号

廣直

△一人

備前国一と号 長船 一汎應安の比 良業

廣長

△二人 和州千手院一汎 廣長作と三文字 銘多し 濃州小山へ移住 一又 江州西坂本へ轉居と号 下坂康継の父と号 天文永禄

比業 常州住一と号 肥前国住一と号 兼應比 廣永同人

廣永

△二人 肥前国住一と号 傳兵衛 正永の初銘長の字少く切

廣宗

△一人 野



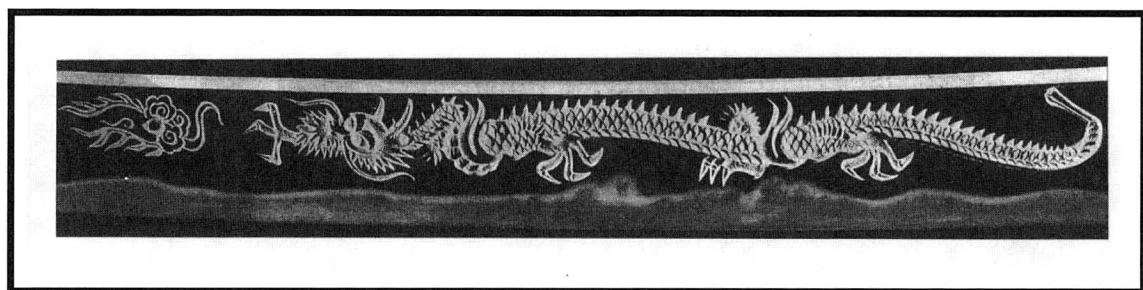
## 『彫金工』

### (a) 大坂彫金

摂津国大阪ではこの期においては刀剣は眼ざましい繁栄ぶりであった。すなわち井上真改、津田助広、多々良長幸、一竿子忠綱等その一門数百人にもものぼる豪華さであったが、刀剣の外装にいたっては、鐺工にも彫金工にもほとんどそれらしい人物を見ない。これはどこに原因するであろうか。まず西国大名には拙いながらも専属なり彫金工お抱えがあった。否拙いと言ってはならぬ。岡山には正阿弥、広島には法安、萩には埋忠岡田、津山には中川、鳥取にも春田、肥後には春日平田等のものがある。あえてこれを他国に求めるも及ばない。もし華美な江戸彫金工の物がほしければ、参勤交代の時かって変えれば好い。大阪の彫金工のいない理由はまずこんな事であるまいか？

### (b) 一竿子忠綱彫金

新刀期を代表する刀身彫の名手としても有名であらう。彫刻の師伝ははっきりしませんが、おそらく大坂の彫金家藤田通意あたりに手ほどを受けたのであらうと思われる。大模様で鑽が荒く、しかしどこかにとぼけた面白さのある独得の彫を彫っております。



太刀 銘 栗田口一竿子忠綱 (重要文化財)

宝永六年八月吉

彫物 表珠追い昇龍地に鋤出肉彫、彫の間隔が九寸五分

### (c)

栗田口忠綱派	貴重刀剣認定	特別貴重刀剣認定	重要刀剣認定	重要美術品
初代・二代	調査中	調査中	調査中	調査中
二代・忠綱	調査中	調査中	調査中	調査中
聳長綱	調査中	調査中	調査中	調査中
聳廣綱	調査中	調査中	調査中	調査中

## 『没年と墓所』

### (a) 粟田口一竿子忠綱派の没年と墓所について

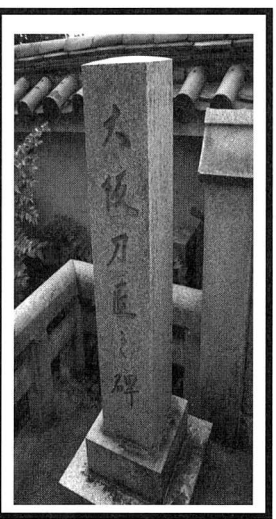
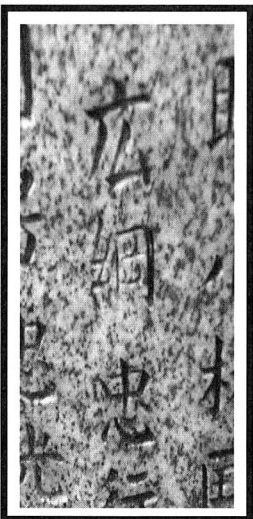
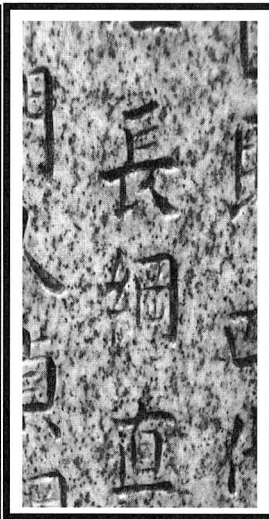
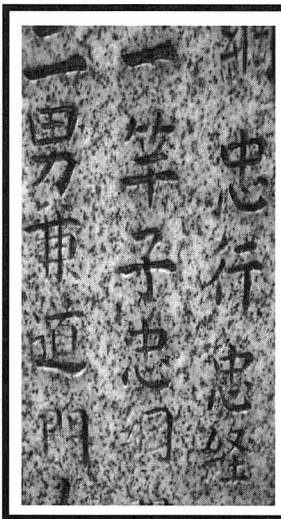
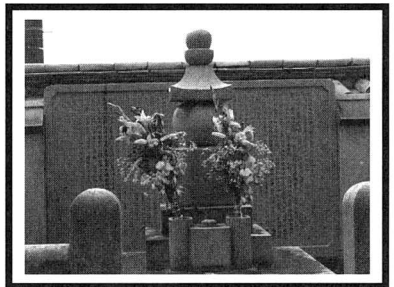
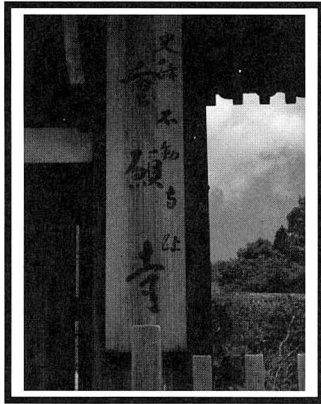
現在には粟田口一竿子忠綱の没年と墓所ともに資料を調査したところ、残念ながら資料に記載されていませんでした。どこかに不明である。(b)の通り、東大阪市の重願寺に大坂刀匠の碑へ参り、一竿子忠綱門人の「長綱」と「広綱」の名がありました。

### (b) 現在の重願寺

大阪市の都市計画による道路拡張のため立退きを余儀なくされた重願寺は、昭和37年5月、東大阪市山手町の近鉄奈良線、額田駅より急坂を200m東に上った閑静な場所に移転している。

生駒山麓に位置し、枚岡公園の隣で、西方に大阪市街を一望に見下せる景勝の地であり、寺の敷地は200坪を有している。

山門の左に「勤王刀匠、井上真改の墓所」の石票が出ていて、自然石と手入れの行き届いた老松の間を上ったところに常宇が立ち並び、真改の墓は左手の小門をくぐると整頓された墓石群の奥、右手に南に向かって建っている。左側には、延文以降の来国長(吉野・古刀)を初めとして昭和に至る五百七名の大坂刀工を祭る大坂刀匠碑が建立されている。



## 『入札鑑定法』

刀剣の鑑定は、その作者を知り、併せて利純優劣を鑑別する事であるが、日本の千二百年余にわたる長い製作年代に刀匠の名を知らせるものだけで二万余名あり、かつ同一人の作でも、出来の上下があり、また変作あり千差万別、これを各々区別することはまことに困難な事である。

しかし、辛いにして日本刀は時代、流派の特徴をつかみ、しかる後に個人の手癖を知れば、鑑定は比較的容易なものである。

これら時代、流派の特色から個々の手癖までを知るためには、いろいろの刀剣書を読み、先輩について知識を得る事は勿論必要欠くべからざる要件であるが、これだけでは、頭の中にしまいこまれた知識と実際に自分の力を見た場合の見分けとが結びつかなく、せつかくの知識が空転して鑑定の役立たないうらみがある。やはり、実物を手にとって自分の目で個々の刀の特徴をしっかりと見覚えて、知識と眼識とを一致させることが必要である。

### (a) 入札

まず正真の鑑定刀を若干本（普通五本ぐらい）選んで、茎を柄に納めたままで展示する。入札者は自由にその鑑定刀を手にとって拝見したうえで作者名を記入した用紙を判者に渡す。これを入札といっている。

### (b) 判者

鑑定刀の選択、入札の返答ならびに講評、会員の質疑の応答などをする人で、大きな責任を有するので達眼の士を選んで判者とする必要である。

### (c) 入札方法

例えば鑑定刀が五本あれば、あらかじめ第一号から第五号までの番号をそれぞれの鑑定刀につけておいて、入札者は自分の入札する鑑定刀の番号を入札用紙の下欄に記入し、氏名の欄に姓名を記す。そして、まず二段目の初欄に自分の鑑定した刀匠を記して判者に差し出す。この際、他の入札者の眼にふれないように、入札用紙を裏返して判者の机置く。

判者はこの入札用紙を拝見して、当否の答の欄に記入して入札者に戻す。

入札者一回で当たりまたは同然の答があれば、それでその鑑定刀の入札は終わる。もし当たらない時は、普通は第三回まで入札するが、入札の回数は必ずしも三回に決まったものではなく、当たるまで何回でも入札してもよいし、回数は研究会の規定で定めればよいことである。

### (d)

当＝これは作者に適中した場合で、入札で終わる。

同然＝「当同然」ということの略。個名当たりではないが、父子、兄弟、師弟など作者に最も近い刀工に入札した場合は個名を当てたと同然で、やはり入札はこれで終わる。たとえば正宗の刀に貞宗と入札すれば、親子の関係で同然になり、長光の刀に近景と入札すれば、師弟の関係で同然である。

能(よく)＝「国入り能候」の略で、同国の鍛冶に入札されたが系統が異なりますという意味の返答である。たとえば尻懸則長の刀に同国の手搔包永と入札したような時は「同じ大和ではありますが系統が違いますので、大和国で他の系統の鍛冶に再入札してください」という意味になる。

また同国の鍛冶に入札しても、時代区分を間違えた場合、たとえば江戸の新刀康継に対して、新々刀の清磨と入札した時は「時代違能」と答えるが、これは「江戸鍛冶ですが、系統も時代も違っており